

## 賠償責任保険の費用保険化に伴う法的論点

—— 従来型のファースト・パーティ型保険と従来型の  
サード・パーティ型保険の中間領域 ——

吉澤卓哉

アブストラクト

加害者が存在する事故に関して、当該加害者に損害賠償責任が発生するか否かを問わずに、当該事故によって被害者に生じた損害の完全な回復を図るには、保険者が、従来型のファースト・パーティ型保険と従来型のサード・パーティ型保険の中間領域となる保険商品の開発や引受を進めていく必要がある。具体的には、加害者が保険契約者となる、被害者のためにするファースト・パーティ型保険と、被害者に生じた損害を加害者が補償することによって生じる、加害者の費用負担損害を填補するサード・パーティ型保険が考えられる。本稿では、この両類型の保険商品の開発や引受の推進にあたって障碍となり得る法的論点を検討した。その結果、被害者の故意による事故招致に関する免責条項の欠缺、保険法22条の(類推)適用の可否、保険者による補償額に関する被害者との折衝の可否が、今後解決すべき論点であることが明確となった。

1. ファースト・パーティ型保険対サード・パーティ型保険
2. 従来型ファースト・パーティ型保険と従来型サード・パーティ型保険の中間領域の保険
  - (1) 被害者のためにするファースト・パーティ型保険
  - (2) 被害者への補償費用損害を填補するサード・パーティ型保険
  - (3) 加害者が手配する保険商品間での優劣
3. 費用保険の類型化
  - (1) 直接に被保険者に生じた費用損害を填補する費用保険
  - (2) 第三者に生じた損害を被保険者が負担することによって生じた費用損害を填補する費用保険
  - (3) 費用保険の分類表
4. 被害者への補償費用負担損害を填補するサード・パーティ型保険をめぐる法的論点

- (1) 損害賠償制度の歪曲
- (2) 被害者の注意低下等の助長
- (3) 被害者の故意による事故招致
- (4) 責任保険に関する規律との関係
- (5) 保険会社による折衝代行
- (6) 費用保険の被保険利益

## 5. 結 論

### 1. ファースト・パーティ型保険対サード・パーティ型保険

不法行為制度の目的について、最高裁は、「不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものである。」と述べる（最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁。最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁（万世工業事件）も同旨）。一方、学界は、不法行為制度の目的が何であるかについて、未だ考え方を収斂させていない。

ここで仮に、被害者に生じた被害の補償だけが不法行為制度の目的であるとすれば、被害発生の原因の如何を問わない総合的な救済システムを構築することが望ましい。不法行為制度と比較すると、被害補償の完全性（過失相殺などの減額がなされない）および迅速・簡便性（加害者・被害者間の交渉や訴訟等が不要である）に優れているばかりか、コスト（争訟コスト、原因究明コスト、裁判制度の運営コスト等）の面においても優れているからである。しかしながら、世界において総合的な救済システムを導入したのは今のところニュージーランドのみであり<sup>(1)</sup>、少なくとも日本においては、現行の不法行為制度が、変容を続けていくとしても、ただちに

---

(1) ニュージーランドでは、事故によって生じた身体障害に起因する損害について、不法行為訴訟による救済を廃止し、統一的な事故補償制度に統合した（Accident Compensation Act 1972. 1974年実施。現在は、Injury Prevention, Rehabilitation and Compensation Act 2001）。同制度について、浅井（1989）、佐野（2000）、浅井（2002）、佐野（2016）第3章を参照。

総合的な救済システムへと移行するとは考えがたい。つまり、今後も民間保険が一定の、あるいは、相当な役割を担うことが期待されていると言える。

相手方が存在する事故において（相手方に損害賠償責任が発生する場合と発生しない場合があるが、いずれの場合についても、当該相手方のことを以下では加害者という）、被害者に発生した損害を補償する民間保険としては、被害者自身が被保険者となって当該被害を補償する保険（以下、ファースト・パーティ型保険という）と、加害者が被保険者となって加害者の損害賠償責任等の負担損害を補償する保険（以下、サード・パーティ型保険<sup>(2)</sup>という）が存在する。ファースト・パーティ型保険の代表例としては、人身被害に関しては人身傷害保険<sup>(3)</sup>、医療費用保険<sup>(4)</sup>、海外旅行保険中の傷害治療費用補償特約や疾病治療費用補償特約や救援者費用等補償特約<sup>(5)</sup>といった傷害疾病損害保険がある。物的被害に関しては、物保険である火災保険や動産総合保険、営業継続費用保険や利益保険といった財産保険がある。他方、サード・パーティ型保険は通常は賠償責任保険として用意されており、たとえば自動車リスクに関する自動車保険中の対人賠償保険および対物賠償保険、個人の日常リスクに関する個人賠償責任保険、事業者の事業リスクに関する施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、請負業者賠償責任保険といったものが代表例である。

もし、被害者となる可能性のある全ての者がファースト・パーティ型保

---

(2) 一方、佐野（2016）101頁は、北米のノーフォルト自動車保険に関して、同乗者や歩行者が被害者となる場合にはサード・パーティ型保険であるとしているので、被害者が保険契約者となる保険をファースト・パーティ型保険と呼び、加害者が保険契約者となる保険をサード・パーティ型保険と呼んでいるものと思われる。

(3) ただし、自動車保険の被保険自動車に搭乗中の事故や、被保険自動車搭乗中に限定しない交通事故によって生じた人身被害に限定されるのが一般的である。なお、人身傷害保険の担保内容については、自動車保険の解説編集委員会（2017）363頁以下を参照。

(4) ただし、医療関係費用損害に限定される。医療費用保険については、上野（1987）、東京海上火災保険（1989）251-260頁参照。

(5) ただし、いずれも海外旅行時の一定の費用損害に限定される。なお、海外旅行保険の担保内容については、東京海上火災保険（1989）129-157頁、東京海上日動火災保険（2016）111-113頁を参照。

險を付保している状態が確保されるのであれば、サード・パーティ型保険が存在しなくても被害者に生じた被害の補償は常に実現する。これは総合的な救済システムを民間保険ベースで実現したことになるが、非現実的な想定である。現実には、ファースト・パーティ型保険が付保されていない潜在的な被害者は社会に多数存在している。そのため、社会としては、サード・パーティ型保険によって加害者が賠償資力を確保しておくことを奨励する必要がある。

また、仮にある分野において大多数の潜在的被害者がファースト・パーティ型保険を付保する状態が確保されたとしても、不法行為制度や請求権代位等が廃止される訳ではないので、加害者としても、損害賠償責任の負担に備えてサード・パーティ型保険の付保が必要となる。

さらに、事故が発生するまで加害者と被害者との間には一定の関係が存在しないことが大半である。そのため、ファースト・パーティ型保険の付保、あるいは、サード・パーティ型保険の付保や当該保険契約の保険料負担を事前に協議して合意することもできない。

以上からすると、被害者に生じた被害の補償のためには、今後もサード・パーティ型保険の一層の普及が必要であることになる。ところで、従来、こうした議論におけるサード・パーティ型保険としては、加害者の損害賠償責任負担損害を填補する賠償責任保険が前提とされることが多かった<sup>(6)</sup>。けれども、被害者に生じた被害の補償を目的とするのであれば、賠償責任保険に限定する必要はない。そこで、本稿は、従来型のファースト・パーティ型保険と従来型のサード・パーティ型保険との間に、より被害補償目的に資する中間領域の保険として、被害者のためにするファースト・パーティ型保険と、被害者への補償費用負担損害を填補するサード・パーティ型保険が存在することを指摘するとともに（次述2）、後者が費用保険の一種であるので費用全体を類型化して整理する（後述3）。そのうえ

---

(6) たとえば、森田＝小塚（2008）15頁注28参照。そして、従来、ファースト・パーティ型保険としては、被害者が保険契約者となる財産保険や人保険が前提とされることが多かった（たとえば、榊（2016）419頁、423頁参照）。

で、被害者への補償費用負担損害を填補するサード・パーティ型保険に関する法的論点を検討し（後述4）、最後に結論を述べる（後述5）。本稿は、従来型のファースト・パーティ型保険と従来型のサード・パーティ型保険との中間領域の保険に関する法的論点を検討することを通じて、より充実した被害救済の実現と加害者による事故発生抑止のインセンティブの向上を図ろうとするものである。

## 2. 従来型ファースト・パーティ型保険と従来型サード・パーティ型保険の中間領域の保険

### (1) 被害者のためにするファースト・パーティ型保険

#### ① 保険の内容および具体例

従来型のファースト・パーティ型保険と従来型のサード・パーティ型保険の中間領域の保険としてまず考えられるのは、被害者のためにするファースト・パーティ型保険である。たとえば、加害者となる可能性のある者が保険契約者となって、被害者を被保険者とする傷害疾病損害保険（保険法2条7号<sup>(7)</sup>）、あるいは、被害者が所有等する物件を保険の目的物とする財産保険（物保険、利益保険等）が考えられる。

現実にもこのような保険商品は既に開発されている。たとえば、火災保険に付帯する類焼損害補償特約がこれに当たる。この特約は、住宅火災保険の目的物から発生した火災、破裂または爆発によって近隣の住宅や家財が類焼した場合において、類焼先の火災保険では十分な復旧ができないときに、その不足額を被保険者たる類焼先に支払うものである（火災保険自体の被保険者は火災保険契約で特定された保険の目的物の所有者であるが、類焼損害補償特約の被保険者は類焼によって被害を受ける類焼先となる<sup>(8)</sup>）。

---

(7) なお、自動車保険中の人身傷害保険は、被保険自動車の同乗者も被保険者となるが、その場合には、この被害者のためにするファースト・パーティ型保険に該当するとも言える。

(8) 山下友信（2018）320頁注60参照。

なお、類焼損害補償特約は他人のためにする物保険であるので、類焼によって近隣住民ノ

またたとえば、自動車保険中の対人賠償保険に付帯する対歩行者等傷害特約がこれに当たる。この特約は、被保険自動車によって歩行者や自転車搭乗者等を被害者とする対人賠償事故（死亡事故または入院事故に限る）が発生した場合において、被保険者に損害賠償責任があるものの、被害者にも過失がある等の事情によって損害額全額の賠償を被害者が受けられないときに、その差額を被保険者たる被害者に支払うものである（なお、対人賠償保険自体の被保険者は被保険自動車の運転者等であるが、対歩行者等傷害特約の被保険者は対人事故被害者となる<sup>(9)</sup>）。

さらにたとえば、自動車保険中の対人賠償保険や対物賠償保険に付帯する「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」がこれに当たる。この特約は、被保険自動車によって対人賠償事故や対物賠償事故が発生したものの、被保険自動車の運転者が心神喪失等だったがために民法713条が適用されて法律上の損害賠償責任が発生しない場合に、本特約の被保険者たる被害者に発生する身体障害や財物損壊に関する損害を填補するものである（対人賠償保険や対物賠償保険自体の被保険者は被保険自動車の運転者等であるが、「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」の被保険者は対人事故被害者や対物事故被害者となる<sup>(10)(11)</sup>）。

このような被害者のためにするファースト・パーティ型保険は、法律上

---

ゝ等に人的被害が発生したとしても、人的被害に関しては保険給付がなされない。

(9) たとえば、あいおいニッセイ同和損害保険の個人総合自動車保険の自動車保険にこの対歩行者等傷害特約が付帯されている。

(10) あいおいニッセイ同和損害保険の個人総合自動車保険の自動車保険に、この「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」が付帯されている。なお、東京海上日動火災保険は自動車保険における同内容の特約を「心神喪失等による事故の被害者損害補償特約」と称している。

(11) 他の保険商品例として、自動車保険の他車運転（危険補償）特約における借用自動車（当該特約では「他の（運転）自動車」と称されることが多い）に関する車両保険がある。その補償では、自動車保険の被保険者が他人から借用した自動車を運転中に当該借用自動車を損壊させたりした場合に、当該借用自動車を被保険自動車とみなして車両保険が適用されるので、借用自動車の所有者が被保険者になると考えられる。たとえば、「タフ・クルマの保険」と称するあいおいニッセイ同和損保の自動車保険（2023年1月1日以降始期用）における他車運転特約7条、「THE クルマの保険」と称する損保ジャパンの自動車保険（同日以降始期用）における他車運転特約4条を参照。

は、他人のためにする損害保険契約（保険法8条）であり、事故発生時の被害者がこの「他人」に該当する保険商品である。事故が発生すると（事故発生時まで被保険者は特定されないのが一般的である）、被害者は、被保険者として保険者にファースト・パーティ型保険の保険請求を行うことになるので明快である（民法537条1項。なお、保険法8条は民法537条2項の特則であり、被害者は受益の意思表示を必要としない）。

## ② 独自の法的な問題

法的な問題としては、被害者への補償費用負担損害を填補するサード・パーティ型保険（次述（2）参照）と共通する論点と、ここで論じている被害者のためにするファースト・パーティ型保険に独自の論点とがある。前者については被害者への補償費用を填補するサード・パーティ型保険の部分で詳細に検討することとし（後述4(1)、4(2)。損害賠償制度の歪曲、および、被害者の注意低下等の助長）、ここでは後者の独自の論点について検討する。

それは、被害者が、このようなファースト・パーティ型保険が自己のために付保されている事実を知らない可能性が高いことである。そもそも、現実に引き受けられている保険商品（上述の類焼損害補償特約、対歩行者等傷害特約、心神喪失等による事故の被害者治療費用特約）においては、被保険者は保険契約締結時に特定されておらず、また、事故発生前に特定することも不能である（「不特定の他人のためにする保険契約」に該当する。なお、保険契約締結時に当該他人が特定していなくても契約は有効である。民法537条2項）。そのため、保険契約者が特定の者に対して、その者が被保険者となっている他人のためにするファースト・パーティ型保険が付保されていることを予め告げることができない（せいぜいのところ、不特定の他人のためにする損害保険契約を付保していることを公開したり、被害者となる可能性のある者に通知したりしておくことぐらいしかできない）。つまり、事故後に保険契約者が被害者に付保事実を開示しない限り、一般に、被害者のためにするファースト・パーティ型保険の存在を被害者は知ることができない。そこで、事故後における付保事実の開示が保険契

約者の法的義務であるか否かが論点となり得る。

この点に関しては議論が見当たらないようであるが、付保事実開示について法的義務があるとまでは言えないように思われる。

なぜなら、第1に、被保険者は一般に不特定の者であり、かつ、保険事故発生前において保険契約者と被保険者との間には一般に契約関係等は存在しない。また、少なくとも現行の保険商品に関しては、保険契約者は、被保険者たる被害者となり得る者から、保険料相当額の全部または一部について対価を得ておらず、全くの恩恵的に被害者のためにするファースト・パーティ型保険を付保している（贈与類似の関係とも言われている<sup>(12)</sup>）。したがって、そのような保険契約者に付保事実開示を求める法的義務を根拠づけるものはないと思われるからである。

第2に、たとえ被害者のためにするファースト・パーティ型保険が付保されていることを被害者に開示しないことがあったとしても、付保自体が被保険者である被害者にとって法的に不利益なことではない。すなわち、被害者のためにするファースト・パーティ型保険が付保されていることを被害者が知らなかったとしても、そのような保険が付保されていない状況と比較して法的に不利益となることはないと思われるからである。なお、仮に、被害者自身が保険契約者となるファースト・パーティ型保険を別に付保しており、被害者のためにするファースト・パーティ型保険と重複保険状態であったとしても、被害者自身が付保するファースト・パーティ型保険に対して被害者は全額の保険給付請求をすることができるし（保険法20条1項）、またその一方で、利得禁止原則が働くため、損害額を超えて重複して保険金を取得することができない。

第3に、被保険者自身や受傷者自身が付保事実を知らない傷害疾病定額保険が、既に広く社会的に容認されている。たとえば、遊園地等が保険契約者となって、入場者のために、入場者を被保険者兼保険金受取人とする

---

(12) 山下友信(2018)324頁は、被害者のためにするファースト・パーティ型保険について、「贈与類似の関係として説明されることもありうる。」と述べる。



傷害保険を付保することがある（なお、死亡のみ担保の傷害疾病定額保険でない限り、被保険者同意は不要である。保険法 67 条）。ところで、利得禁止原則が働かない傷害疾病定額保険では、付保事実の開示によって受傷者は常に有利となる（受傷者自身が別に傷害疾病定額保険を付保していた場合であっても、重複して保険給付請求することができるため）。それにもかかわらず、不特定の他人のためにする傷害疾病定額保険に関して、事故発生前または事故発生後に付保事実を開示する私法上の法的義務が保険契約者にあるという議論は見当たらないと思われるからである。

以上の理由により、被害者のためにするファースト・パーティ型保険の付保事実を開示する法的義務は保険契約者に存在しないと考えられる。<sup>(13)</sup>

## (2) 被害者への補償費用損害を填補するサード・パーティ型保険

ファースト・パーティ型保険とサード・パーティ型保険の中間領域の保険として次に考えられるのは、被害者への補償費用負担損害を填補するサード・パーティ型保険である。すなわち、加害者となる可能性のある者が保険契約者兼被保険者となって、加害事故発生時に被害者への補償が必要となった場合に、当該補償に要する費用損害を填補する費用保険である。

現実にもこのような保険商品は既に開発されている。たとえば、自動車保険中の対物賠償保険に付帯される対物超過修理費用補償特約や、自動車保険中の対人賠償保険・対人賠償保険に付帯される被害者救済費用等補償特約がこれに当たる（詳細は後述 3(2) ②参照）。

---

(13) 他に考えられる法的論点としては重複保険者間の求償問題がある。被害者自身が保険契約者となってファースト・パーティ型保険を別に付保していた場合には、被保険利益が同一であるので、両保険契約間の優先劣後関係が保険約款で規定されていない限り（ちなみに、火災保険の類焼損害補償特約や自動車保険中の対人賠償保険の対歩行者等傷害特約にはそのような条項が置かれている）、重複保険状態となる。そして、保険法は、被保険者による片方の保険者への全額の保険給付請求を認めているので（保険法 20 条 1 項）、被害者は自身が付保していたファースト・パーティ型保険に保険給付請求することが多いであろう。その場合、保険給付を行った保険者は、被害者のためにするファースト・パーティ型保険という重複保険の存在が分からない場合には、重複保険者に対する求償（保険法 20 条 2 項）を事実上実施できないことになるであろう。

法的には、被保険者は加害者であるので、被害者には保険給付請求権はない。あくまでも、加害者が被害者に補償することによって加害者に発生する費用損害を費用保険として填補するものであるから、被保険者は加害者であり、サード・パーティ型保険に分類されよう。この被害者への補償費用を担保するサード・パーティ型保険には法的に種々の問題が考えられるので別途検討する（後述4参照）。

### (3) 加害者が手配する保険商品間での優劣

#### ① 被害者に生じた損害を補償する保険の分類

以上のとおり、保険契約者が手配する、自身の身体や財産に生じる損害を補償する保険（以下、従来型のファースト・パーティ型保険という）と加害者が手配する賠償責任保険（以下、従来型のサード・パーティ型保険という）の中間領域として、加害者となる可能性のある者が保険契約者となる2種類の保険契約が考えられる。一つは、被害者のためにするファースト・パーティ型保険であり、もう一つは、加害者による被害者への補償費用負担損害を担保するサード・パーティ型保険である。これを従来型のファースト・パーティ型保険やサード・パーティ型保険と対比すべく一覧表にすると表1のとおりとなる。

#### ② A 類型の保険と B～D 類型の保険の重複付保

表1の各類型を比較すると、大きな相違点は、保険契約者が被害者であるのか（A 類型）、それとも、加害者であるのか（B 類型～D 類型）という点である。被害者となる可能性のある者が将来の被害に備えて、自身で（すなわち、自分が保険契約者となって）、A 類型の保険を手配することは非常に有用である。けれども、全ての者や財産について、A 類型の保険が手配されることは期待できない。そのため、被害者自身が手配するA 類型の保険の拡充と並行して、加害者となる可能性のある者が手配する保険（B 類型～D 類型）の拡充を図ることが、加害者の関与する事故によって生ずる被害の補償を充実させていくためには現実的である。

もちろん、同一の事故においてA 類型の保険とB 類型～D 類型の保険

賠償責任保険の費用保険化に伴う法的論点

【表1 従来型ファースト・パーティ型保険、従来型サード・パーティ型保険、それらの中間領域の保険】

	A 類型 従来型のファースト・パーティ型保険	B 類型 被害者のためにするファースト・パーティ型保険	C 類型 被害者への補償費用負担損害を填補するサード・パーティ型保険	D 類型 従来型のサード・パーティ型保険＝賠償責任保険
被保険者	被害者 (ファースト・パーティ型保険)		加害者 (サード・パーティ型保険)	
保険契約者	被害者		加害者	
保険商品例	①人身傷害保険 ②火災保険 ③動産総合保険 ④自動車保険中の車両保険	⑤火災保険の類焼損害補償特約 ⑥自動車保険中の対人賠償保険の対歩行者等傷害特約 ⑦自動車保険中の対人賠償保険・対物賠償保険の「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」	(表2のβ2類型を参照)	⑧自動車保険中の対人賠償保険・対物賠償保険 ⑨個人賠償責任保険 ⑩施設賠償責任保険 ⑪生産物賠償責任保険
補償額	被害者に発生した損害額全体のうち、保険約款等で約定した内容			加害者の損害賠償責任額のうち、保険約款等で約定した内容

(筆者作成)

とが重複適用される場合には無駄なコストが発生することは事実であるが(少なくとも、保険料中の付加保険料が二重に必要となるし、また、保険者間の求償コスト(請求権代位行使コストや重複保険者間の求償のコスト)が発生する)、被害者側でも加害者側でも保険手配が全くなされていない状況を少しでも減らすにはやむを得ないコストであると考えられる。

③ B・C 類型の保険と D 類型の保険の優劣

そうであるとする、加害者側が手配する保険形態として、B 類型～D 類型のいずれが適切であるかを検討する必要がある。

従来、D 類型である賠償責任保険を当然の前提としてファースト・パーティ型保険とサード・パーティ型保険のいずれが望ましいかが議論さ

れてきたが、D 類型の最大の難点は、保険給付内容が、最大でも加害者の法律上の損害賠償額に限定されるという点である。典型的には、被害者側に過失相殺があると、法律上の損害賠償額が減額されるので、被害者に発生した損害額の全額が賠償責任保険では保険給付されず、法律上の損害賠償額にとどまってしまうのである（なお、保険法制定によって被害者の保険先取特権が創設されたが（保険法 22 条）、この状況は変わらない）。これに対して、B 類型や C 類型では、被害者に発生した損害額の全額（あるいは、損害額のうち法律上の損害賠償額を超える額）について保険給付する保険商品を設定することが可能となる。したがって、D 類型よりも、B 類型や C 類型の方が、被害者の被害救済の観点からは、はるかに望ましいことになる。

また、B 類型や C 類型における加害者の事故防止のインセンティブは、D 類型と比較すると、変わらないか、あるいは、保険料等の設定方法次第では増大すると考えられる。B 類型や C 類型の保険では、加害者の過失の程度に関わりなく被害者に生じた損害が補償されるため、保険料率体系の設計次第では、加害者となる可能性のある保険契約者としては、自己の過失割合を低下させる行動をとることよりも、事故自体の発生を回避したり、事故発生時の発生損害額を低下させたりする行動をとるようになると思われるからである。なお、B 類型や C 類型の保険商品の保険料は D 類型の保険商品よりも高くなる筈であるから、こうした保険料率体系が保険契約者の行動に与える効果はより高くなる。

#### ④ B 類型の保険と C 類型の保険の優劣

そこで、次に、B 類型と C 類型のいずれが望ましいかを検討することになる。両者の相違は、ファースト・パーティ型保険かサード・パーティ型保険かという点にある。B 類型はファースト・パーティ型保険であるので、付保されている事実が判明することが前提となるが、被害者は、被保険者として任意に（つまり、加害者の承諾等を得ることなく、また、加害者と示談したりすることもなく）、保険者に保険給付請求できる。一方、C 類型はサード・パーティ型保険であるので、被害者に保険給付請求権は

なく、被保険者である加害者に保険給付請求権がある。したがって、確実な被害者救済の観点からはB類型が望ましい。

けれども、第1に、加害者が保険料を負担して付保しているにもかかわらず、被害者が任意に（すなわち、加害者の承諾等を得ることなく）保険給付請求をすることに対して、加害者の中には抵抗感を持つ者もいるであろう。<sup>(14)</sup> 保険法下では、賠償責任保険について被害者に先取特権が認められているものの、特別の法的手当て（たとえば、自賠法16条）や保険約款上の手当て（たとえば、自動車保険中の対人賠償保険や対物賠償保険）がなされていない限り、賠償責任保険においてすら被害者の直接請求権は認められていないのである（ましてや、B類型やCタイプの保険商品は賠償責任保険ではない<sup>(15)</sup>）。

第2に、Cタイプの保険の方が弾力的な解決、したがって、保険料負担者である保険契約者にとって納得感の高い解決が可能となる。たとえば、保険契約者（加害者）と被害者の過失割合が10：90の事故を想定してみる。Dタイプの保険である賠償責任保険では、被害者の損害額の10%が賠償責任額となり、その額が保険給付される。Bタイプの保険である被害者のためのファースト・パーティ型保険では、被害者の損害額の100%を被害者が保険給付請求できることになる（なお、賠償責任保険の上乗せ保険として

---

(14) 藤田編（2018）262頁〔池田祐輔〕もこの点を指摘する。

(15) この点に関しては、Bタイプの保険では、被害者が被保険者として保険者に保険給付を請求するにあたり、保険契約者を経由することを保険約款で求めることも可能であると考えられている。たとえば、山下友信（2018）323頁も、保険契約者、被保険者および保険者間におけるそのような約定の効力を認める。ただし、こうした約款規定の法的位置づけの整理が必要であり、考え次第では当該約款規定の法的効力を否定する考え方もあり得よう。

なお、倉庫業者の倉庫保管物を保険の目的物とする火災保険は他人（寄託者）のためにする損害保険であるが、標準倉庫寄託約款（甲）（昭和34年12月14日港倉第181号、改正昭和56年3月4日港倉第11号）の35条は、「寄託者又は証券所持人は、当会社（筆者注：倉庫業者のこと）を経由して火災保険金の支払を受けなければならない。」と規定する。ただし、東京海上日動保険（1992）361頁は、「倉庫業者を『經由』してという文言は、立合程度の意と解して差支えなく、ことさらに保険金を倉庫業者に支払い、倉庫業者があらためて寄託者に支払うということではない。」と述べる。

組成した場合には、賠償責任保険で損害額の10%が保険給付され、残りの90%がB類型の保険で、B類型の保険の被保険者である被害者に保険給付される)。これに対して、C類型の費用保険では、加害者と被害者の約定次第で、10%~100%の補償(10%の場合は、賠償)となり、その補償額が費用保険で填補される(なお、賠償責任保険の上乗せ保険として組成した場合には、賠償責任保険で損害額の10%が保険給付され、残りの部分がC類型の保険で保険給付される)。したがって、たとえば、10:90の事故では、加害者・被害者間において、50%の補償で合意したり、治療費実費のみの補償で合意したりすることもでき、当該補償額(賠償責任保険の上乗せ保険の場合には、総損害額の10%を越える部分)がC類型の費用保険で保険給付される。このように、C類型の保険においては、個別の事故の形態や状況等<sup>(16)</sup>に応じて、被害者に対する補償額を柔軟に変動させることができるので、事案の弾力的な解決、したがって、保険料負担者である保険契約者にとって納得感の高い解決が可能となるのである。

第3に、加害者に全く損害賠償責任が存在しないばかりか、そもそも事故の原因者でもない場合には困難な問題が生じる。たとえば、Z車が、脇見運転をしていたため、信号待ちで停車していたY車に追突した。その衝撃でY車は前方に押し出されて、Y車の前方で停車していたX車に追突したとする。ここで、Y車にB類型またはC類型の保険が付保されていた場合において、X車は、Yが付保していたB類型の保険に保険給付請求できるのか、あるいは、X車に補償したYは、Yが付保していたC類型の保険に保険給付請求できるのかが問題となる。またたとえば、Zの失火でZ宅から火災が発生し、隣家であるY宅に延焼し、Y宅から、Y宅のさらに隣家であるX宅に延焼したとする。ここで、Y宅にB類型またはC類型の保険が付保されていた場合において、Xは、Yが付保していたB類型の保険に保険給付請求できるのか、あるいは、Xに補償した

---

(16) そのような保険商品は、被害者に生じた損害額全額を限度として、加害者・被害者間の補償合意額を填補する費用保険として組成することになる。

Yは、Yが付保していたCタイプの保険に保険給付請求できるのかが問題となる。

Bタイプの保険では、被害者Xが被保険者となるので、保険契約者Yの意向に関わりなく、保険給付請求が可能である（ただし、Yが事故の原因者であることを保険填補要件としている場合には、Bタイプの保険でも保険給付はなされない<sup>(17)</sup>）。他方、Cタイプの保険では、Yの被害者Xに対する補償に関するXY間の事後的な合意が保険填補要件とされている。そのため、たとえ当該保険商品においてYが事故の原因者であることを保険填補要件としていない場合であっても、Yが被害者Xへの補償を事後的に約定しない限り、保険給付はなされないことになる（また、その場合、YはXへの補償を約定していないので、YはXに対する補償を行わない）。このように、加害者に全く損害賠償責任が存在しないばかりか、そもそも事故の原因者でもない場合には、保険料負担者である保険契約者の納得感からすると、Cタイプの保険の方がBタイプの保険よりも優れていることになる。

以上の事情に鑑みると、Bタイプの保険よりもCタイプの保険の方が加害者たる保険契約者の納得感が高い。したがってまた、加害者に付保のインセンティブが湧きやすいのかもしれない（ただし、追加保険料を要しない自動付帯の特約である場合には、保険契約者の付保のインセンティブは問題とならないであろう）。そもそも、保険料負担者は加害者であるので、Bタイプの保険にしるCタイプの保険にしる、付保強制の保険ではないのであるから、加害者が自らの保険料負担で付保することを選択してくれなければ、現状であるDタイプの保険が付保されている状況から改善することはないのである。

いずれにしても、BタイプやCタイプの保険は、Dタイプである賠償責任保険と比較すると、被害者に発生する損害額の全額（あるいは、損害額のうち

---

(17) たとえば、火災保険の類焼損害補償特約はBタイプの保険であるが、Yから出火することが保険填補要件とされているので、Yが火元でない場合には保険給付されない。

ち法律上の損害賠償額を超える額)が保険給付対象となる点において、はるかに優っている。したがって、B類型とC類型のいずれの保険商品を開発し積極販売していくかは、保険料負担者であり加害者となり得る保険契約者の意向を踏まえて(なお、保険商品によって顧客層は異なるが、顧客層によって意向が異なる可能性がある)、各保険者が経営判断すればよいことであろう。

ところで、C類型は第三者たる被害者への補償に要する費用損害を填補する費用保険であるが、従来ほとんど論じられていない。そこでまずは費用保険全体を類型化したうえで(次述3)、その一類型であるC類型の保険に関する法的論点を詳しく検討することにする(後述4)。

### 3. 費用保険の類型化

費用保険とは、事故によって被保険者に生じた費用損害を填補する損害保険のことである<sup>(18)</sup>。

費用保険は、直接に被保険者に生じた費用損害を填補する費用保険(以下、 $\alpha$ 類型の費用保険という)と、第三者に生じた損害を被保険者が負担することによって生じた費用損害を填補する費用保険(以下、 $\beta$ 類型の費用保険という)に大別することができる。

#### (1) 直接に被保険者に生じた費用損害を填補する費用保険

直接に被保険者に生じた費用損害を填補する費用保険( $\alpha$ 類型の費用保険)には次のようなものがある

たとえば、火災保険における臨時費用保険金(火災保険の担保危険によって保険の目的物に損害が発生した場合に、臨時に要する費用を填補するため、保険の目的物に関する損害保険金の一定割合(たとえば、30%)

---

(18) 加藤由作(1939)221-224頁参照。また、山下典孝(2019)173頁[山下典孝]は、費用保険について、「一定の偶然な事故によって被保険者が支払いを余儀なくされた費用支払いによる損害をてん補する内容の保険である。」と述べる。



が、一定限度額（たとえば、100万円）の範囲内で支払われる）や、火災保険における残存物取片付け費用保険金（火災保険の担保危険によって保険の目的物に損害が発生した場合に、保険の目的物の残存物の取片付けに要する費用を填補するため、一定限度額（たとえば、損害保険金の10%）の範囲内で実費が支払われる）が $\alpha$ 型の費用保険に当たる。なお、損害保険ジャパンは、住宅の再調達価額と同額の保険金額を設定している個人用火災総合保険契約に、2022年10月から「建てかえ費用特約」を自動付帯すると発表したが、<sup>(19)</sup>これも $\alpha$ 型の費用保険に当たる。同特約は、住宅に生じた損害額が保険金額の70%以上となった場合に、建てかえのために負担する費用と損害額（損害額は、火災総合保険の損害保険金として支払われる）の差額を費用保険として填補するものである。

またたとえば、賠償責任保険における争訟費用保険金（損害賠償に関する争訟について被保険者が支出した弁護士費用、訴訟費用等が填補される）や、自動車保険や火災保険等に付帯できる弁護士費用特約（偶然事故によって被保険者が身体障害または財物損壊の被害を被った際に相手方に対する損害賠償請求に要する弁護士費用や訴訟費用等が填補される）が $\alpha$ 型の費用保険に当たる。

さらにたとえば、golfer保険中のホールインワン保険が $\alpha$ 型の費用保険に当たる。この保険は、被保険者がゴルフ場においてホールインワンやアルバトロスを達成し、そのことを祝賀するために支出した祝賀会費用、記念品贈呈費用等の費用損害を填補する費用保険である。

なお、事故発生時の見舞金費用の負担損害に関しては、第三者に被害が生じることが前提となる。しかしながら、被保険者に見舞金の支出義務はなく、また、見舞金は被害者に生じた被害を補償するものではないので、見舞金負担損害も直接に被保険者に生じた費用損害と捉えることができる。<sup>(20)</sup>

---

(19) Ref. [https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/news/2022/20220609\\_1.pdf?la=ja-JP](https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/news/2022/20220609_1.pdf?la=ja-JP), last visited on Jun 1, 2023.

(20) ただし、見舞金として支払われる金額が見舞金としては過大である場合には、過大な部分は、あるいは、「見舞金」全体が、被害補償の性格を持つ可能性がある。そのような場

したがって、見舞金費用負担損害を填補する費用保険は $\alpha$ 型に該当する  
と言えよう。

具体的な保険商品としては、たとえば、火災保険の失火見舞費用保険金  
がある。これは、火災保険の目的物である住宅または保険の目的物である  
家財を収容する住宅から発生した火災、破裂または爆発によって近隣等の  
第三者に財物損壊が発生したときに、見舞金等の費用として被保険者が負  
担する損害を定額で（たとえば、1被災世帯あたり50万円）填補する費  
用保険である。火災の火元となった場合には、損害賠償責任の有無を問わ  
ず、近隣の被災世帯に対して何らかのお見舞いをするのが日本では一般的  
であり、そうした失火見舞に要する費用損害を補償するのがこの失火見舞  
費用保険金である。<sup>(21)</sup>

またたとえば、レジャー・サービス施設費用保険がある。この費用保険  
は、被保険者が所有、使用または管理する特定の施設において、火災等の  
一定の偶然な事故等が発生したことによって施設利用者が災害を被ったと  
きに、被保険者が負担した見舞金や災害対策費用を補償するものである。  
前者の見舞金の費用損害は、限度額の範囲内で（たとえば死亡の場合、た  
とえば被災者1名あたり50万円）、実際に被保険者が負担した額が補償対  
象となる。

以上のとおり、従前において費用保険として商品開発されてきたのは、  
基本的にこの $\alpha$ 類型の費用保険であった。<sup>(22)</sup>

## (2) 第三者に生じた損害を被保険者が負担することによって生じた費用損 害を填補する費用保険

第三者に生じた損害を被保険者が負担することによって生じた費用損害

---

、合には、後述の $\beta_2$ 類型の費用保険と捉える考え方もあり得よう。

(21) 田辺=坂口(1995)66頁[田辺康平]参照。また、損保総研(2005)61頁も、「いくら  
法的に責任を負わないとはいえ、見舞金を包むなど、社会通念上何らかの対応を行うこと  
が多い。」と、臨時費用保険金の趣旨を説明する。

(22) 1992年当時の費用保険商品の一覧が田中(1992)別表2に掲載されている。

を填補する費用保険（β類型の費用保険）は、さらに二分される。

① 第三者との事前契約に基づく費用負担

一つは、第三者と被保険者との間に事前に契約関係が存在し、当該契約の契約条件に従って被保険者が費用負担を行うことが前提となる費用保険である（以下、β1 類型の費用保険という）。たとえば、約定履行費用保険がこれに当たるが、近年、約定履行費用保険は著しく進展している。約定履行費用保険とは、金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」（令和4年4月）IV-3-5によると、「事業活動損害保険のうち事業者が、一定の偶然な事由が生じたときに、一定の金銭給付等の債務を履行又は免除する旨の約定を第三者との間で締結している場合において、約定の履行によって当該事業者が被る損害をてん補する保険」のことである。

またたとえば、借家内の家財を保険の目的物とする火災保険に付帯する「借家人賠償責任・修理費用補償特約」は、貸主に対する法律上の損害賠償責任負担損害を填補する賠償責任保険と、貸主との契約に基づく修理費用損害（ただし、法律上の損害賠償責任を除く）を填補する費用保険とが一つになった特約であるが、後者の費用保険部分がこれに当たる。

なお、約定履行費用保険は、予め被保険者が第三者との間において偶発事象を条件とする停止条件付給付契約あるいは債務免除契約を締結していることを前提としているため、責任保険（より正確には、賠償責任保険以外の責任保険<sup>(23)</sup>。たとえば、瑕疵保証責任保険<sup>(24)</sup>や労働災害総合保険中の法定外補償保険<sup>(25)</sup>）と酷似することになる。

---

(23) 保険法における「責任保険契約」（保険法17条2項）は損害賠償責任負担損害を填補するものであるため、賠償責任保険以外の責任保険は保険法上の「責任保険契約」には該当しないと考えられる。山下友信監修（2021）194頁〔吉澤卓哉〕参照。ただし、契約不履行によって生じる損害賠償責任と、それ以外の契約責任との相違は限界である。吉澤（2000）参照。

(24) 瑕疵保証責任保険とは、生産物について、保証書その他の契約に基づいて保証責任を被保険者が負担することによって被る損害（生産物自体の修補費用またはそれに代わる損害賠償金を主に填補する責任保険である。三井住友海上保険（2011）77-78頁参照。

(25) 労働総合保険中の法定外補償保険とは、就業規則や労使間の協定（労働協約等）で定められた災害補償規定に基づいて、使用者が被災労働者に対して補償する（労災保険給付のノ

## ② 第三者との事前契約に基づかない費用負担

もう一つは、相手方と被保険者との間には事前の契約関係が存在せず、事故発生によって初めて両者間に一定の関係が生じることが前提となる費用保険である（以下、 $\beta 2$  類型の費用保険という）。本稿で取り上げている、被害者への補償費用を填補するサード・パーティ型保険（表1のC類型）は、この $\beta 2$  類型の費用保険である。

$\beta 2$  類型の費用保険は、被保険者に発生する損害賠償責任との関係から4つに分類することができる。

1つめは、被保険者に損害賠償責任はあるものの、法律上の損害賠償額を超える金額を被保険者たる加害者が被害者に支払う場合に、法律上の損害賠償額との差額を費用損害として、加害者たる被保険者に填補する費用保険である（以下、 $\beta 2-1$  類型の費用保険という）。たとえば、自動車保険中の対物賠償保険に付帯される対物超過修理費用特約<sup>(26)</sup>がこれに当たる。対物賠償保険が適用される事案のうち、被害物である車両が経済全損となった場合には、損害賠償においては、被害車両の時価が被害者に生じた損害額となる。経済全損となったものの、被害者が実際に修理を行うことがあるが、修理費と時価の差額は損害賠償の対象とならない。けれども、当該差額に被保険者の過失割合を乗じた金額を被保険者たる加害者が負担する場合には、当該負担によって生じる費用損害が、保険約款で規定された一定額（たとえば、50万円）の範囲内で、この特約によって填補されることになる。

2つめは、被保険者に損害賠償責任が全くないにもかかわらず、被害者に生じた損害を加害者が補償することによって生じる費用損害を填補する費用保険である（以下、 $\beta 2-2$  類型の費用保険という）。たとえば、自動車

---

ㄨ 上乗せ部分）契約責任を負うことによって生じる使用者の損害を填補する責任保険である。労働災害総合保険については東京海上火災保険（1989）403-469頁を参照。

(26) これは東京海上日動火災保険やあいおいニッセイ同和損害保険の保険商品における呼称である。損害保険ジャパンは「対物全損時修理差額費用特約」と称している。本特約の内容について損害保険料率算出機構（2022）189頁参照。

保険中の対人賠償保険・対物賠償保険に付帯する被害者救済費用等補償特約<sup>(27)</sup>がこれに当たる。この特約は、被保険自動車の欠陥やハッキング等を原因として第三者たる被害者に人身障害や財物損壊を与えたものの、被保険者に損害賠償責任が認められない場合に、被害者に生じた損害を被保険者が負担することを被害者と合意することによって生じる損害を填補する費用保険<sup>(28)</sup>である。

3つめは、被保険者の損害賠償責任の有無を問わずに、被害者に生じた損害を加害者が補償することによって生じる費用損害を填補する費用保険であって、損害賠償額部分は填補対象としないものである（以下、β2-3 類型の費用保険という）。

この類型の保険商品としては、たとえば、事業者向けの賠償責任保険に付帯される被害者治療費用担保特約<sup>(29)</sup>条項や、海外旅行保険に付帯する被害者治療費用担保特約がこれに当たる。これらの特約では、担保危険によって被害者に身体障害が生じた場合に、被害者の治療費用を被保険者たる加害者が負担することによって被る損害を填補する。ただし、これらの特約条項や特約は、賠償責任保険（事業者向けの賠償責任保険や海外旅行保険の賠償責任危険担保特約）に付帯されることが前提とされている。つまり、被保険者に損害賠償責任が発生する場合には、損害賠償額については賠償

---

(27) これは東京海上日動火災保険の保険商品における呼称である（なお、同社による同特約の開発経緯については藤田編（2018）249-274 頁 [池田祐輔] を参照）。あいおいニッセイ同和損害保険は「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」と、損害保険ジャパンは「被害者救済費用特約」と称している。

(28) なお、藤堂（2022）は、火災保険の目的物である空き家を火元とする火災で近隣に被害が生じた場合に、軽過失の場合には失火責任法によって損害賠償責任は生じないものの、類焼によって近隣に生じた人的被害や物的被害を被保険者である空き家所有者が補償する費用負担損害を填補する費用保険の商品開発を提言するものである。本稿は、この藤堂（2022）に触発されて著したものである。

(29) 吉澤（2020）101 頁参照。

2023 年に東京海上日動火災保険が開発したドローン保険「被害者支援費用担保特約」も β2-3 類型の費用保険であると思われる。この特約では、被害者に生じた治療費や物件修繕費といった実費のみが、被保険者が費用負担した場合に保険填補対象となる。Ref., [https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/230307\\_02.pdf](https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/230307_02.pdf), last visited on Jun 1, 2023.

責任保険で保険填補されることが予定されている。<sup>(30)</sup>そのため、この類型の費用保険は、被保険者に損害賠償責任が発生する場合に、損害賠償額を超える部分について被保険者が被害者の損害を負担するとき（たとえば、過失相殺事案における被害者過失部分）、および、被保険者に損害賠償責任が発生しない場合に、被保険者が被害者の損害を負担するときに発動することになる。

4つめは、被保険者に損害賠償責任が発生する場合における損害賠償額部分（現在は賠償責任保険として引き受けられているリスク）も含めて、被保険者の損害賠償責任の有無を問わずに、特定の事故によって被害者に生じた損害の全体または特定の損害について、被保険者が当該損害を負担することによって被る費用負担損害を填補する費用保険である（以下、 $\beta$ 2-4 類型の費用保険という）。

現在は、この類型に該当する費用保険は存在しないようである。けれども、もし、たとえば特定の事故によって被害者に生じた人身損害の全体を対象とする費用保険が発売されれば、事故発生後において、当該事故に関して被保険者に損害賠償責任が発生するのか、また、発生するとして被害者の過失割合はどれほどであるか、といった検討が不要となる。つまり、原因究明コストが削減されるし、賠償交渉に要する当事者間のコスト（弁護士費用を含む）や社会コスト（たとえば、裁判所やADRの維持コスト）も削減されることになる。これらはファースト・パーティ型保険の利点として従来から主張されている点である。

---

(30) ちなみに、東京海上日動火災保険の賠償責任保険に付帯される被害者治療費用担保特約条項の1条1項は、被保険者が賠償債務として弁済済みの治療費用があるときは、当該治療費用は除外すると規定している。これは、賠償債務として弁済済みの治療費用は、賠償責任保険の賠償保険金として填補されるので、被害者治療費用担保特約条項では填補しないという趣旨である。

また、海外旅行保険の被害者治療費用担保特約には、被保険者に損害賠償責任が発生する場合の調整条項等が存在する（同特約5条）。

(3) 費用保険の分類表

以上のとおり費用保険を分類することができるが、それらを一覧表にすると表2のとおりとなる。

なお、β2-1～β2-4 類型の費用保険の関係を整理すると表3のようになる。すなわち、被害者に生じた損害を被保険者の損害賠償責任で類型化する。

【表2 費用保険の分類】

<p><b>【α】 類型</b>                  填補対象損害は、直接に被保険者に生じた費用損害</p>	<p><b>【β1】 類型</b>                  第三者との事前の契約に基づく費用負担</p>	
<p><b>【β】 類型</b>                  填補対象損害は、第三者に生じた損害を負担することによって被保険者に生じた費用損害</p>	<p><b>【β2】 類型</b>                  (=表1のC類型)                  第三者との事前の契約に基づかない費用負担</p>	<p><b>【β2-1】 類型：</b>損害賠償責任があるが、第三者たる被害者に生じた損害のうち賠償額を超える額を被保険者が負担する（例：対物超過修理費用補償特約）</p> <p><b>【β2-2】 類型：</b>損害賠償責任がないが、第三者たる被害者に生じた損害を被保険者が負担する（例：被害者救済費用等補償特約）</p> <p><b>【β2-3】 類型：</b>損害賠償責任の有無にかかわらず、第三者たる被害者に生じた損害（ただし、損害賠償の対象になる部分を除く）を被保険者が負担する（例：被害者治療費用担保特約（条項））</p> <p><b>【β2-4】 類型：</b>損害賠償責任の有無にかかわらず、第三者たる被害者に生じた損害（損害賠償の対象になる部分を含む）を被保険者が負担する（保険商品例：なし）</p>

(筆者作成)

【表3 被害者に生じた損害の分類】

損害賠償責任の有無	被害者に生じた損害	類 型
被保険者に損害賠償責任なし	被害者に生じた損害の全部	X 類型
被保険者に損害賠償責任あり	被害者に生じた損害のうち、賠償の範囲外の損害	Y 類型
	被害者に生じた損害のうち、賠償の範囲内の損害	Z 類型

(筆者作成)

ると、被保険者に損害賠償責任が発生しない場合における被害者の損害（表3のX類型）、被保険者に損害賠償責任が発生するものの、過失相殺などによって被保険者に損害賠償責任が生じない部分の被害者の損害（表3のY類型）、被保険者に損害賠償責任が発生する場合において、被保険者に賠償義務が課される被害者の損害（表3のZ類型）の3つに分けることができる。これを基に表2の $\beta 2$ 類型（＝表1のC類型）の費用保険の分類を説明すると、被害者に生じた損害のうち、 $\beta 2-1$ の費用保険は表3のY類型について、 $\beta 2-2$ の費用保険は表3のX類型について、 $\beta 2-3$ の費用保険は表3のX類型およびY類型について、 $\beta 2-4$ の費用保険は表3のX類型～Z類型について、被保険者が負担することによって生じる費用負担損害を填補する費用保険となる。

#### 4. 被害者への補償費用負担損害を填補するサード・パーティ型保険をめぐる法的論点

いよいよ被害者への補償費用負担損害を填補するサード・パーティ型保険（表1のC類型＝表2の $\beta 2$ 類型の費用保険）に関して考えられる法的論点をここで検討する。

##### (1) 損害賠償制度の歪曲

表1のC類型の保険に対する批判としてまず考えられるのは、法が定める不法行為制度を不適当な方向に歪めてしまうことにならないかという懸念である。すなわち、法制度として不法行為制度を用意しているにもかかわらず、特別法<sup>(31)</sup>によることなく、被害者への全額補償の保険商品を保険

---

(31) 被害補償を行う法制度が、公的保険制度として運営されることがある。たとえば、労働者災害補償保険法に基づく労働者災害補償保険や公害健康被害補償法に基づく公害健康被害補償制度がこれにあたる。また、社会保障制度として運営されることもある。たとえば、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づく犯罪被害給付制度がこれにあたる。



者が社会に提供することによって、不法行為制度が予定する状況（加害者の責任の程度に応じた損害賠償が加害者から被害者になされる）とは異なる状況（加害者の責任の有無や程度如何を問わずに、加害者が保険料を負担する民間保険によって被害者に被害全額の補償がなされる状況）が社会的に生じてしまってよいのか、という問題である（なお、この批判は表1のBタイプの保険商品である、被害者のためにするファースト・パーティ型保険にも向けられることになるので、併せて検討する）。

そこで検討するに、特段の問題はないと考えられる。なぜなら、第1に、判例では、「不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、また、損害の公平な分担を図ることをその理念とするところである。」（最判令和2年7月9日民集74巻4号1204頁）とされている。つまり、不法行為法の目的の一つは被害者の損害の填補であり、<sup>(32)</sup>もう一つは加害者・被害者間での損害の公平な分担であるとするのが最高裁の立場である。ここで、表1のBタイプやCタイプの保険は、被害者に生じた特定の損害について、その全部を補償するものであるから、損害填補に関しては現行の不法行為法よりも充実しているからである。また、加害者・被害者間での損害の公平な分担に関しては、加害者自らがBタイプやCタイプの保険の保険契約者となって保険料を負担するということは、加害者自身が被害者への全額補償（あるいは、法律上の損害賠償額を超える補償）を望んでいると考えられるので（BタイプやCタイプの保険は強制保険ではなく、加害者たる保険契約者が任意に付保するものである）、損害の公平な分担に反することにはならないからである。

第2に、加害事故増加の懸念に関しては、加害者がBタイプやCタイプの保険を付保していた場合に、賠償責任保険（Dタイプの保険）を付保して

---

(32) なお、森田=小塚（2008）は、そもそも損害填補から出発したのでは不法行為法の合理的な制度設計が難しいと指摘する。

いた場合に比して、加害事故が著しく増加することは考えにくい。確かに、加害者の過失分である法律上の損害賠償額しか被害者に支払われない賠償責任保険を付保している場合よりも、被害者に生じた損害額全額（あるいは、損害額のうち法律上の損害賠償額を超える額）が支払われる B 類型や C 類型の保険を付保している場合の方が、加害者としてはより安心して注意散漫な状態になれるかもしれない、事故の抑止効果がその分だけ低下するかもしれない。

しかしながら、B 類型や C 類型の保険の付保による事故抑止効果の低下はさほど大きいとは思われず、もしそのことによる事故抑止効果の低下を危惧するのであれば、そもそも賠償責任保険の付保を容認すべきでないことになろう。無保険者による賠償責任保険の付保の方が、はるかに事故抑止効果の低下が大きいと思われるからである。けれども、賠償責任の付保は日本社会では容認されているばかりか、むしろ、賠償履行を確保する観点から推奨されている。したがって、賠償責任保険（D 類型の保険）の付保自体を否定するのであればともかく、そうでないのであれば、賠償責任保険の付保時よりも事故抑止効果が若干低下するかもしれないが、B 類型や C 類型の保険の付保も容認されてよいと考えられるからである。

また、ファースト・パーティ型保険では、加害者が不法行為を惹起しないよう<sup>(33)</sup>に行動を修正するインセンティブを設定できないが、B 類型や C 類型の保険では保険契約者たる加害者が保険料を負担するので、このようなインセンティブの設定が可能である。

第 3 に、被害者に生じた損害の全額（あるいは、損害額のうち法律上の損害賠償額を超える額）を補償することは、当然のことながら、被害者保護に反するものではなく、むしろ被害者保護を推進するものだからである<sup>(34)</sup>。

---

(33) 森田=小塚 (2008) 16 頁参照。

(34) 森田=小塚 (2008) 14-15 頁は、被害者に生じた損害の填補という目的を実現するためのツールとしては、私的保険メカニズム（ただし、当該論文で想定しているのはファースト・パーティ型保険）や社会保障の方が、不法行為システムよりも遙かに優れていると指摘する。

第4に、不法行為制度自体が、過失責任主義における挙証責任の転換、無過失責任主義の採用、法的な補償制度の創設と、断片的ながら被害者に生じた被害全額の補償へと向かっている。B類型やCタイプの保険は、そのような方向性に即するものだからである。なお、過失責任ルールから無過失責任ルールへの移行の拡大は、被害者の損害填補の要請の拡大というよりは、むしろ、適切なインセンティブ設定の要請の拡大ということから合理的に説明されるとも指摘されている<sup>(35)</sup>。

第5に、たとえ保険者がB類型やCタイプの保険商品を開発し、積極的に販売しようとしても、そもそも顧客の需要や納得感に合致しなければ顧客に受け入れられることはなく、日本社会に浸透しないであろう。逆に、もし、そのような保険商品がよく売れたとしたら、加害者が保険契約者となって被害者に生じた特定の損害の全額（あるいは、損害額のうち法律上の損害賠償額を超える額）を補償する保険商品が日本社会に受け入れられたことになると考えられるからである。

## (2) 被害者の注意低下等の助長

被害者に全面的または部分的に過失があるにもかかわらず、被害者に生じた損害の全額（あるいは、損害額のうち法律上の損害賠償額を超える額）がB類型やCタイプの保険を介して補償されてしまうため、事故の発生や拡大を防止する被害者側の注意や努力が低下する懸念がある、という批判も考えられる（この批判はBタイプの保険商品にも向けられることになるので、併せて検討する。なお、被害者の故意による事故招致は次述③で取り上げるので、ここで検討するのは被害者に過失がある事案である）。

そこで検討すると、以下の理由により、こうした点は懸念するに及ばないと思われる。なぜなら、第1に、B類型やCタイプの保険は法によって強制されるものではなく（付保が法で強制されていれば、加害者による付

---

(35) 森田=小塚（2008）17-18頁参照。

保を被害者が推測することになる)、また、事故発生までは加害者となった被保険者と被害者との間には何ら関係が存在しない(この点において、B1 類型の費用保険とは決定的に異なる)。そのため、B 類型や C 類型の保険を加害者が付保していることを被害者となり得る者は知らない。したがって、よほど B 類型や C 類型の保険が一定の領域において広く付保されていたり、被保険者が積極的に付保を開示したりしない限り、加害者による付保の事実を被害者となり得る者は知らないため、付保によって被害者となり得る者の事故の発生・拡大の防止に向けた注意や努力が低下することはないと考えられるからである。

第 2 に、B 類型や C 類型の保険を加害者となり得る者が付保している場合と比較すると、被害者が自身でファースト・パーティ型保険(表 1 の A 類型の保険)を付保している場合の方が、はるかに被害者となり得る者の事故の発生・拡大の防止に向けた注意や努力の低下を助長する惧れが強い。それにもかかわらず、被害者自身が付保するファースト・パーティ型保険が社会的に容認されているばかりか、その付保がむしろ推奨されているのである。したがって、B 類型や C 類型の保険の付保によって、そして、仮に当該付保の事実が事故前に被害者となり得る者に露見したとしても、そのことによって被害者となり得る者の注意低下や努力低下の懸念が多少あるとしても、B 類型や C 類型の保険を否定するほどではないと考えられるからである(そのことを懸念するのであれば、はるかに注意低下や努力低下の懸念が大きい、被害者自身がファースト・パーティ型保険を付保することを禁ずべきことになってしまう)。

第 3 に、これは C 類型の保険にのみ該当する理由だが、被害者は被保険者ではないので、被保険者たる加害者が事故後に全額補償(あるいは、損害額のうち法律上の損害賠償額を超える補償)を約束しなければ(そもそも、加害者には、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、あるいは、法律上の損害賠償額を超えて、被害者に対して補償を行う義務はない)、被害者は全額補償(あるいは、損害額のうち法律上の損害賠償額を超える補償)を得られない。つまり、被害者にとっては、全額補償(ある

いは、損害額のうち法律上の損害賠償額を超える補償)が約束されている訳ではないため、仮に付保事実を被害者となり得る者が事故発生前に知っていたとしても、被害者となり得る者の注意や努力が付保によって著しく低下するとは考えにくいからである。

### (3) 被害者の故意による事故招致

表1のB類型に保険においては被害者が被保険者となるので、当然のことながら、被害者の故意は免責となる(保険法17条1項。また、一般に保険約款においても同旨が規定されている<sup>(37)</sup>)。他方、表1のC類型の保険に関しては、被害者は被保険者ではないので、被害者の故意による事故招致は保険法では免責とはならない。

ここで、表1のC類型の保険は、表2の $\beta 2-1$ ~ $\beta 2-4$  類型の費用保険に分類することができる。このうち、 $\beta 2-1$  類型の費用保険では被保険者たる加害者に損害賠償責任が発生することが保険給付要件となるが、被害者の故意による事故招致においては一般に加害者には損害賠償責任が発生せず、そもそも保険給付要件を充足しない。そのため、こと $\beta 2-1$  類型の費用保険に関しては、被害者の故意による事故招致に関して、約款上の特段の対応(免責条項の設定等)は必要ない(もちろん、そうであるからと言って、被害者の故意による事故招致(被保険者との通謀の有無を問わない)の懸念が全くないことを意味するものではない)。

---

(36) なお、B類型の保険の被保険者は、保険事故発生まで自身が被保険者となっていることを知らないことが大半であるが、そのような場合には、被保険者の故意免責の趣旨を保険者との信義則に求めることはできないであろう。したがって、公益違反が故意免責の趣旨となる。

(37) たとえば、東京海上日動火災保険の火災保険に付帯する類焼損害補償特約では、類焼の被害者である「類焼補償被保険者」の故意、重過失、重大な法令違反は免責と規定されている(同特約5条2号)。

またたとえば、あいおいニッセイ同和損害保険の自動車保険中の対人賠償保険に付帯する対歩行者等傷害特約6条1項3号や、同社の自動車保険の対人賠償保険や対物賠償保険に付帯する「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」5条2項1号にも同様の規定が設けられている。

他方、 $\beta 2-2 \sim \beta 2-4$  類型の費用保険において、もし被害者の故意による事故招致を保険給付対象としないのであれば、保険法には該当規定が存在しないので、保険約款に免責規定を置く必要がある。実際にも、こうした保険商品では被害者の故意は保険約款で免責事由として規定されていることがある。たとえば、東京海上日動火災保険の事業者向け賠償責任保険に付帯する被害者治療費用担保特約条項 ( $\beta 2-3$  類型の費用保険) のでは「被害者の故意」に起因する損害を保険者免責とする規定が設けられている (同特約条項 3 条 2 号)。

その一方で、被害者の故意による事故招致に関する免責規定が設けられていないこともある。たとえば、自動車保険中の対人賠償保険や対物賠償保険に付帯する被害者救済費用等補償特約 ( $\beta 2-2$  類型の費用保険) では、被害者の故意は免責とされていない。また、この特約では、被害者の過失分が「被害者救済費用」から控除される旨の規定はあるが (同特約 4 条 1 号キ)、そこでも被害者の故意については触れられていない。したがって、被害者の故意による事故招致であっても、被保険者たる加害者から保険給付請求がなされれば、保険者は保険給付を拒めないようにも思われる (ただし、この特約は被保険自動車の欠陥やハッキング等を原因として、被害者たる第三者に人身障害や財物損壊が発生する事態に発動するものである (前述 3(2) ②参照)、被害者の故意による事故をあまり想定することができないと考えられたようである)。

またたとえば、東京海上日動火災保険の海外旅行保険に付帯する被害者治療費用担保特約 ( $\beta 2-3$  類型の費用保険) は、担保危険は次の 4 つである (同特約 1 条)。

- 1 号 : 被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する事故による他人の身体の障害

---

(38) けれども、被害者の故意による事故招致の場合には、被害者の過失分が「被害者救済費用」から控除される旨の規定 (被害者救済費用等補償特約特約 4 条 1 号キ) が類推適用される結果、全額が「被害者救済費用」(同特約の填補対象損害のこと。同特約 1 条) から控除されるので、保険者は無責になるとも考えられる。

- 2号 : 被保険者の日常生活に起因する事故による他人の身体の障害
- 3号ア : 被保険者の許可を得て被保険者の住宅内にいる他人の身体の障害
- 3号イ : 被保険者の住宅に隣接する道路上にいる他人の身体の障害。ただし、身体の障害が被害者自身の行為によって発生した事故による場合を除きます。

この4つの担保危険のうちの3号イについては被害者の故意による事故招致が保険給付対象とならないことが明記されているので、少なくとも3号アについては、3号イの反対解釈により、被害者の故意による事故招致であっても保険給付対象になると考えられる。また、1号および2号に関しても、起因性の解釈次第であるが、被保険者による住宅の所有・使用・管理や日常生活と、被害者の故意とが競合して事故が発生した場合には、保険給付要件を充足するかもしれない。したがって、3号イ（および、1号・2号）の担保危険に関しては、被害者の故意による事故招致であることのみを理由として保険給付が否定される訳ではないと思われる（ただし、この特約の填補対象損害は、人身事故において被害者の治療費用を被保険者が負担した損害に限定される）。

このように、保険約款において被害者の故意が無責または免責と規定されていることもあれば、規定されていないこともある。前者は、保険契約当事者間における合理的な合意内容であるので特段の問題がないと思われる。一方、後者に関しては、たとえ保険者が被害者の故意による事故招致を一般的に保険給付対象とする意図であるとしても、現実には被害者の故意による事故招致が行われた場合には、保険給付を認めるべきか否かが改めて問われることがあり得る。

ここで、保険法17条1項は保険契約者および被保険者の故意免責を規定しているが、その趣旨は、公益と信義誠実の原則（以下、信義則という）にあると考えられている（最判平成5年3月30日民集47巻4号3262頁、最判平成16年6月10日民集58巻5号1178頁、生命保険契約に関する判例であるが最判平成14年10月3日民集56巻8号1706頁を参

(39) 照)。一方、被害者の故意免責に関しては、基本的には被害者は契約関係当事者ではないので、信義則は被害者の故意免責の根拠とはならない。そのため、公益のみが根拠となり得ることになるとと思われる。

ところで、 $\beta 2$  類型の費用保険に関しては、被害者は保険契約者でも被保険者でもないので、事故発生まで付保事実を知らないことが大半であり、したがって、加害者が付保する  $\beta 2$  類型の費用保険を裏付けとして被害者に生じた損害を加害者が補償してくれることを意図して、被害者が故意に事故招致すること（以下、間接的な保険金取得目的での被害者の故意による事故招致という）は基本的には発生しない。けれども、 $\beta 2-2 \sim \beta 2-4$  類型の費用保険が広く付保されている場合には、間接的な保険金取得目的での被害者の故意による事故招致が実行される惧れがある。

たとえば、自動車保険中の対人賠償保険や対物賠償保険に広く自動付帯されている被害者救済費用等補償特約に関して、被害者が他人の自動車を用いて意図的に自己所有物を損壊する事態を想定してみる。すなわち、自動車の電装部品製造者は、自社工場敷地内にあつて、現在は生産調整のため一時的に使用していない建物と当該建物に収容されている機械設備が老朽化しており、他社との競争上、是非とも更新が必要であった。けれども、更新のための資金が不足していたため、保険制度を利用しようと考えた。当該建物や機械設備を保険の目的物とする財産保険を付保していたものの、当該製造者自身が破壊したりしても故意免責に該当するので保険給付はなされない。そこで、被害者の故意が免責と規定されていない  $\beta 2$  類型の費用保険を利用することにした。具体的には、当該製造者は従業員にマイカー通勤および従業員駐車場の利用を認めており、その一方でマイカー通勤自動車に関する自動車保険証券の写しを従業員から提出させていた。ある日、当該製造者は、マイカー出勤している従業員の自動車のうち、自動

---

(39) 学説も、故意免責の趣旨について、判例と同じか、または、これに類する形で、特に公益の見地を強調するのが多数説であると言われている。竹瀆他（2009）179頁〔竹瀆修参照。ちなみに、山下友信（2022）55-56頁は信義則違反も趣旨として挙げるが、潘（2018）104頁は公益違反のみを趣旨として挙げる。



車保険に同特約が付帯されており、かつ、自動車の価額が低額であるものを抽出のうえ（自動車保険証券の写しを用いれば抽出可能である）、対象自動車数十台をハッキングして、次々と無人の当該建物に衝突させて建物と収容機械設備を損壊し、甚大な被害を与えた。そして、当該製造者は破壊行為に利用したマイカーの所有者たる従業員に対して全ての事情を説明のうえ、マイカーについては時価よりも高い金額で賠償することを提案するとともに、その代わりに、各自が付保する自動車保険の同特約を利用して当該建物と収容機械設備に生じた損害の補償を当該製造者に対して約することを求めた。対象となる従業員全員が当該製造者（従業員にとっては使用者）の提案を受け入れ、その旨の合意書を取り交わした。そして、従業員は、各自が付保する自動車保険会社に同特約の事故報告を行うとともに、保険金を請求したとする。

仮に、約款上、被害者の故意による事故招致が無責または免責とならないとすると、それでも保険給付請求を公益違反として保険者が拒むべきか否かが問題となる。ここで公益違反を主張する論拠としては、たとえば次のようなことが考えられる。（ア）間接的な保険金取得目的での被害者の故意による事故招致の事故について、加害者が被害者に発生損害の補償を約束しているが、そのような約束をした加害者たる被保険者に対して保険者が保険給付を行うことが公益に反するという考え方である。（イ）間接的な保険金取得目的での被害者の故意による事故招致によって被害者自身に生じた損害を被保険者たる加害者が補償すること（あるいは、補償を約束すること）自体が公益違反として無効である。したがって、被保険者たる加害者には費用負担損害が発生しておらず、費用保険の保険給付要件を充足しないという考え方である。（ウ）被害者が自身の所有・管理・使用する建物や収容機械設備を損壊しても犯罪行為には該当しないが、従業員の自動車をハッキングすることは不正アクセス行為の禁止等に関する法律に抵触する可能性があり、また、従業員の自動車を損壊したことは犯罪行為（器物損壊罪。刑法 261 条）に該当するので、その点を捉えて公益違反を主張する者もいるかもしれない。

この論点は、被保険者の故意による事故招致が保険者免責となることの根拠とも考えられる公益違反の捉え方と連続性がある。その一方で、被害者の故意による事故招致では故意の主体たる被害者と保険者との間に被保険者が介在すること、したがってまた、上記（イ）の観点は被保険者の故意による事故招致では出てこないこと、といった相違点もある。

#### （4）責任保険に関する規律との関係

表2の $\beta 2$ 類型（＝表1のC類型）の保険は、被害者に生じた損害を補償することによって生ずる被保険者の費用損害を填補するものであるので、賠償責任保険の填補内容に相当するものを包摂する可能性がある。具体的には、 $\beta 2-1\sim\beta 2-3$ 類型の費用保険は、損害賠償責任の枠外にある被害者の損害を補償するものであるので、そのようなことはない。他方、損害賠償額をも填補する $\beta 2-4$ 類型の費用保険は、被保険者の損害賠償責任の有無を問わずに適用されるので、被保険者に損害賠償責任が発生する事故に関しては、損害賠償責任に相当する内容を包摂している。そのため、 $\beta 2-4$ 類型の費用保険について、被保険者に損害賠償責任が生ずる事故が発生した場合には、責任保険に関する規律（保険法17条2項および22条）の適用ないしは類推適用を検討すべきことになる。

保険法において、「責任保険契約」とは、「損害保険契約のうち、被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するもの」と定義されている（保険法17条2項）。ここで $\beta 2-4$ 類型の費用保険とは、被保険者の損害賠償責任の有無を問わずに、被害者に生じた損害（または、一定の損害）の全額（あるいは、損害額のうち法律上の損害賠償額を超える額）を、損害賠償額に相当する部分も含めて被保険者が補償することによって被る費用損害を填補する費用である。そのため、被保険者に損害賠償責任が発生した場合には、 $\beta 2-4$ 類型の費用保険のうち損害賠償額に相当する部分は、保険法上の「責任保険契約」に該当または相当するとして、保険法における「責任保険契約」に関する規律が適用されたり、類推適用されたりする可能性がある。

具体的には、第1に、保険法は、「責任保険契約」について故意免責を

規定するが、重過失免責を規定していない（保険法 17 条 2 項）。けれども、この規定は任意規定と考えられている<sup>(40)</sup>、たとえ費用保険約款において重過失免責が規定<sup>(41)</sup>されていて、そして、当該費用保険の全部または一部が保険法上の「責任保険契約」に該当するとしても、保険法中の任意規定を約款で排除していると解されるため、事実上の支障はない。

第 2 に、そして重要なのは、保険法 22 条の適用または類推適用がなされるか否かである。同条は、絶対的強行規定と考えられているためである<sup>(42)</sup>。

まず、保険法 22 条 1 項は、「責任保険契約」の保険給付請求権について損害賠償請求権者に先取特権（以下、保険先取特権という）を設定するものである。ここで、 $\beta$ 2-4 類型の費用保険への同項の適用または類推適用が問題となる。一方では、日用保険は賠償責任保険ではないので同項は適用されず、また、法定担保物権の成立について、安易に類推適用を認めるべきでないとの考え方もあり得よう。他方では、この費用保険は、被保険者に損害賠償責任が発生する場合には、保険給付請求権のうちの損害賠償額に相当する部分については、実質的に「責任保険契約」における保険給付請求権であり、また、被害者への賠償履行確保という同条の趣旨からすると、同項についても、適用または類推適用を認めるべきであるとの考え方もあり得よう。

次に、保険法 22 条 2 項は、保険実務において非常に重要な規定である。なぜなら、同条 1 項の保険先取特権が行使されることは滅多にないのに対して、同条 2 項は全ての責任保険給付において適用されるからである。ここでも同様に、同条 2 項は費用保険には適用も類推適用もされないという考え方もあり得るし、こと  $\beta$ 2-4 類型の費用保険に関しては、そのうちの損害賠償額に相当する部分には同項が適用または類推適用されるとの考え

(40) たとえば、萩本（2009）120-121 頁、222 頁参照。

(41) ちなみに、東京海上日動保険の事業者向け賠償責任保険の被害者治療費用担保特約条項では被保険者の重過失は免責とされていない（同特約 3 条、賠償責任保険普通保険約款 7 条、特別約款の免責条項）。同社の海外旅行保険の被害者治療費用担保特約も同様である。

(42) たとえば、萩本（2009）134 頁、136 頁、137 頁、223 頁参照。

方もあり得よう。

このように、損害賠償額をも填補する  $\beta$ 2-4 類型の費用保険に関しては、損害賠償責任額に相当する部分について保険法 22 条の適用または類推適用の可能性があるが、いずれか判然としない。もし保険者としてこうした法的疑義を避けたいのであれば、現在のように、 $\beta$ 2-4 類型の費用保険を販売せずに、「賠償責任保険+ $\beta$ 2-1 類型の費用保険」とする方式や（自動車保険における「対物賠償保険+対物超過修理費用補償特約」がこれに当たる）、「賠償責任保険+ $\beta$ 2-2 類型の費用保険」とする方式や（自動車保険の「対人賠償保険・対物賠償保険+被害者救済費用等補償特約」がこれに当たる）、「賠償責任保険+ $\beta$ 2-3 類型の費用保険」とする方式（「事業者向け賠償責任保険+被害者治療費用担保特約条項」がこれに当たる）という方式での保険引受に留まることになろう。換言すると、損害賠償額をも填補する  $\beta$ 2-4 類型の費用保険は、法的取扱いが判然としないことが一つの要因となって保険商品化が遅れていると言えるかもしれない。

もちろん、 $\beta$ 2-4 類型の費用保険では、損害賠償額に相当する部分について保険法 22 条が（類推）適用されるものとして取り扱い、それ以外の部分については同条が（類推）適用されないものとして取り扱うことも、理論的には可能である。しかしながら、 $\beta$ 2-4 類型の大きな利点は、両部分を峻別するコストを省くところにあるため、こうした取扱いは  $\beta$ 2-4 類型の費用保険の大きな利点を著しく減殺してしまうことになりかねない懸念がある。なお、 $\beta$ 2-1~ $\beta$ 2-3 類型の費用保険と賠償責任保険の組み合わせ方式では、この利点の効果が全く発揮されないか、あるいは、十分には発揮されない。

#### (5) 保険会社による折衝代行

賠償責任保険に関しては、保険者による保険給付手続における示談代行は弁護士法 72 条に抵触しないと考えられる。なぜなら、第 1 に、賠償責任保険における責任関係と保険関係との間には強い牽連性があり、たとえ責任関係の拘束力が認められないとしても、また、たとえ保険者に対する

直接請求権が存在しなくても、保険法で賠償保険金に対する先取特権が被害者に付与されたことからすると、弁護士法 72 条における他人性を排除する程度に強い本人性が保険者に認められると考えられる。第 2 に、仮に本人性が認められないとしても、正当業務行為（刑法 35 条）として違法性が阻却されると考えられるからである。<sup>(43)</sup>

一方、費用保険に関しては、保険者が被保険者たる加害者に代わって、被害者と補償額を折衝して合意することが弁護士法 72 条に抵触するか否かという問題も生じる。なぜなら、費用保険では、被害者と被保険者たる加害者との間の補償関係と、被保険者と保険者との間の費用保険の保険関係との間には、賠償責任保険における責任関係と保険関係との間に認められるほどの強い牽連性があるとは言えないかもしれない（ただし、この点は保険商品の作り方次第であり、補償関係と保険関係との間に強い牽連性があるように保険約款を作成することも可能である）。また、賠償責任保険ではないので、通常は被害者には保険者に対する直接請求権が付与されないからである。

そこで、この点を検討する。検討にあたっては、費用保険給付内容が被保険者の損害賠償責任相当額の全部または一部である場合（次述①）と、そうでない場合（後述②）に分けて検討する。

① 費用保険給付内容が被保険者の損害賠償責任相当額の全部または一部である場合

こと損害賠償額をも填補する  $\beta 2-4$  類型の費用保険に関して、加害者たる被保険者に 100% の損害賠償責任が認められる場合には、「補償額＝損害賠償額」となるため、そして、保険法中の「責任保険契約」に関する規定が適用または類推適用されるとも考えられる（前述（4）参照）。仮にそうであるとすると、補償額について保険者が被害者と交渉することは、弁

---

(43) 吉澤（2017）参照。

なお、山下友信（2022）147 頁注 268 も、「直接請求権とセットでなければならぬというのは硬直的であることは確かであり、弁護士法違反とならない実務の工夫で示談代行を行うことが考えられてよいと思われる。」と述べる。

護士法 72 条における他人性を排除する程度に強い本人性が保険者に認められると考えられる。

また、 $\beta$ 2-4 類型の費用保険に関して、加害者たる被保険者に損害賠償責任が認められるものの、被害者にも過失相殺すべき過失が認められる事案では、補償額うちの損害賠償額に相当する部分（簡略化すると、「補償額×加害者の過失割合＝損害賠償額に相当する部分」となる）には保険法中の「責任保険契約」に関する規定が適用または類推適用されとも考えられる（前述 4 参照）。仮にそうであるとすると、損害賠償額に相当する部分の示談交渉には損害額に関する交渉も含まれるため、補償額（＝損害額）について保険者が被害者と交渉することは弁護士法 72 条における他人性を排除する程度に強い本人性が保険者に認められると考えられる（なお、損害額の全額を補償するため、過失相殺については交渉する必要がない<sup>(44)</sup>）。

以上からすると、こと  $\beta$ 2-4 類型の費用保険に関して被保険者たる加害者に損害賠償責任が認められる場合には、換言すると、費用保険給付内容が被保険者の損害賠償責任相当額の全部または一部である場合には、被害者の過失の有無を問わず、損害額について保険者が被害者と交渉することは弁護士法 72 条における他人性を排除する程度に強い本人性が保険者に認められるため、同条に抵触しないと考えられる。

## ② 費用保険給付内容に被保険者の損害賠償責任相当額を含まない場合

次に、費用保険給付内容に被保険者の損害賠償責任相当額を含まない場合を検討する。具体的には、 $\beta$ 2-1～ $\beta$ 2-3 類型の費用保険の保険事故、および、 $\beta$ 2-4 類型の費用保険に関して被保険者たる加害者に損害賠償責任が発生しない保険事故において、保険者が被保険者に代わって被害者との補償額に関する折衝を行うことが弁護士法 72 条に抵触するか否かである。

こうした保険事故では対象となる被害者の損害に関して被保険者に損害

---

(44) ただし、被害者に生じた損害の全額以下で、法律上の損害賠償額を超える額が対象となる C 類型の保険では、保険商品の組成方法次第であるが、補償額（あるいは、補償割合）について、加害者・被害者間の折衝が必要になることがある。

賠償責任が認められないので、費用保険金請求権に保険先取特権が発生することはない。したがって、保険者による折衝について本人性に疑義が生ずる可能性がある。

そのためかもしれないが、自動車保険の対人賠償保険や対物賠償保険に付帯する被害者救済費用等補償特約においては、保険者の折衝代行義務を定める規定は存在せず、被保険者による被害者との折衝に関する保険会社の協力・援助義務に関する規定のみが存在する（東京海上日動火災保険の約款では7条）。そして、填補対象となる「被害者救済費用」は、被保険者が委任した弁護士が被害者と折衝することが保険約款で規定されている（同社の約款では4条1号）。

その一方で、自動車保険中の対物賠償保険に付帯される対物超過修理費用補償特約においては、保険者による折衝代行義務に関する規定や、被保険者による折衝への保険者の協力・援助義務に関する規定が存在しない。被保険者の損害賠償責任は時価にとどまり、時価を上回る修理費には損害賠償責任が及ばないが、もし保険者が被害車両の修理費の協定を被害者（被害者の準委任を受けた修理業者を含む）と行っているとしたら、損害賠償責任とは無関係な修理費を保険給付のために被害者と確定する作業は弁護士法72条に抵触しないと整理しているのかもしれない。

そこで検討すると、こうした費用保険における補償関係（被害者と被保険者たる加害者との関係）と保険関係（被保険者と保険者との関係）との間には、一定の牽連性が認められる。けれども、賠償責任保険における責任関係と保険関係との間ほどには強い牽連性ではない。こうした費用保険に関する保険事故においては、そもそも加害者たる被保険者に損害賠償責任が発生しない、あるいは、損害賠償の範囲外の損害であるので、加害者たる被保険者が被害者に補償を行う法的義務はないからである（この点において、事前に被保険者の補償責任が約定されているβ1類型の費用保険とは大きな相違がある）。

また、こうした費用保険における保険事故に関しては、被害者に直接請求権が認められておらず、また、保険先取特権も成立しない。

以上からすると、こうした費用保険事故において、被害者への補償額を保険者が被害者と折衝することは、弁護士法 72 条における他人性を排除する程度に強い本人性が保険者に認められるとは必ずしも言えないとの見解も十分に成り立つと考えられる。

次に、正当業務行為（刑法 35 条）として違法性が阻却されるか否かを検討すると、最大判昭和 46 年 7 月 14 日・刑集 25 卷 5 号 690 頁（以下、最大判昭和 46 年という）は、弁護士法 72 条の趣旨について次のように述べる。すなわち、「世上には、このような資格（弁護士資格のこと。筆者補記）もなく、なんらの規律にも服しない者が、みずからの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられるのである。」

この判決理由からすると、損害保険会社は保険業法の規律を受けており、また、監督当局の実体的監督下にある。また、費用保険の保険給付手続の一環として被害者と補償額の折衝を行うものであるから、「みだりに他人の法律事件に介入する」ものでもないので、同条に抵触しないとも考えられる。

また、弁護士法 73 条（譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止）に関する事案であるが、ゴルフ会員権売買に関する最判平成 14 年 1 月 22 日・民集 56 卷 1 号 123 頁（以下、最判平成 14 年という）は、「弁護士法 73 条の趣旨は、主として弁護士でない者が、権利の譲渡を受けることによって、みだりに訴訟を誘発したり、紛議を助長したりするほか、同法 72 条本文の禁止を潜脱する行為をして、国民の法律生活上の利益に対する弊害が生ずることを防止するところにあるものと解される。このような立法趣旨に照らすと、形式的には、他人の権利を譲り受けて訴訟等の手段によってその権利の実行をすることを業とする行為であっても、上記の弊害が生ずるおそれがなく、社会的経済的に正当な業務の範囲内にあると認



められる場合には、同法 73 条に違反するものではないと解するのが相当である。」と述べている。

この最判平成 14 年は、たとえ弁護士法 73 条の構成要件に該当する行為であっても、正当業務行為（刑法 35 条）として違法性が阻却される場合があることを述べたものと一般に理解されている<sup>(45)</sup>。そうであるとすると、この判決理由を費用保険における保険者の被害者との補償額折衝に当てはめると、正当業務行為として違法性が阻却される可能性があると思われる。

いずれにしても、費用保険給付内容に被保険者の損害賠償責任相当額を含まない場合に、被害者への補償額を加害者に代わって保険者が被害者と折衝することが弁護士法 72 条に抵触するか否かについて、さらに議論がなされることが望まれる。

## (6) 費用保険の被保険利益

被害者への補償費用を担保するサード・パーティ型保険（表 1 の C 類型＝表 2 の  $\beta 2$  類型の費用保険）において被保険者に被保険利益が認められるのはどのような場合か、換言すると、どのような事故や事態についてこの類型の費用保険が認められるのか、という論点である<sup>(47) (48)</sup>。

---

(45) 加藤新太郎（2003）77 頁、小野（2005）93 頁参照。また、佐藤（2012）184 頁参照。

なお、最判平成 14 年以降においても、正当業務行為として弁護士法 73 条の違法性阻却が認められた裁判例もあれば（東京地判平成 21 年 12 月 25 日・金商 1333 号 60 頁：金融機関が行う不良債権のバルクセル（大量一括売却）に関する民事事件）、違法性阻却が認められなかった事例もある（大阪高判平成 14 年 9 月 19 日・判時 1815 号 99 頁：生活保護受給者によるゴルフ会員権の預託金返還請求権譲り受けに関する民事事件）。

(46) なお、消極利益を対象とする損害保険には被保険利益概念は存在しないとする考えもあるが、その場合であっても、費用負担についての利益が被保険者に求められることに変わりはない。山下友信（2018）319-320 頁参照。

(47) 費用保険の被保険利益は、表 2 の  $\alpha$  類型の費用保険に関しても問題となり得る。たとえば、保険の目的物である住宅の損率が 70% 以上となった場合に建てかえ費用と損害額との差額を填補する「建てかえ費用特約」があるが（前述 3(1) 参照）、建てかえをするか否かは被保険者の任意であるにもかかわらず、費用保険化が保険監督当局によって認められた。この費用保険特約に被保険利益が認められたのは、損率 70% 以上の事故であれば住宅の建てかえをすることが社会的に一般的であると捉えられるからであろう。

(48) 費用保険の被保険利益は、表 2 の  $\beta 1$  類型の費用保険に関しても問題となり得る。 $\beta 1$  類

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生する場合には、被保険者に損害賠償責任負担損害があるため、当該損害を填補する保険である賠償責任保険（表1のD類型）には被保険利益が認められる。他方、Cタイプの費用保険（＝ $\beta 2$ タイプの費用保険）では、被保険者に損害賠償責任が発生するか否かを問わず（ $\beta 2-3$ タイプの費用保険）、あるいは、損害賠償責任が発生しないにもかかわらず（ $\beta 2-1$ タイプや $\beta 2-2$ タイプの費用保険）、被害者に生じた損害を被保険者が補償すれば、当該補償によって生じる費用損害することになるが、そのことをもって被保険利益を認めてよいか問題となり得る。

#### ① 社会通念等

これは、一般化すると、費用保険における被保険利益の捉え方の問題である。<sup>(49)</sup> 費用保険における被保険利益である費用利益（Aufwandinteresse）とは、「一定事故の発生に因つて法律（または契約）以外の社会的理由に

---

、型の費用保険と $\beta 2$ タイプの費用保険とは、共に第三者に生じた損害を負担することによって被保険者に生じる費用損害を填補するものである。そして、この費用負担は被保険者と第三者との約定に基づくものであるが、主たる相違点は、約定が費用負担事象発生直前の事前であるのか（ $\beta 1$ タイプ）、約定が費用負担発生事象の事後であるのか（ $\beta 2$ タイプ）、という点に過ぎないので共通性が高い。

けれども、やはり事前の約定か事後の約定かの相違があるので、 $\beta 1$ タイプの費用保険と比べると、 $\beta 2$ タイプの費用保険の方が被保険利益が認められやすいと言えよう。なぜなら、 $\beta 1$ タイプの費用保険は事前の約定に基づくので、典型的に被保険利益が認められる必要がある一方で、 $\beta 2$ タイプの費用保険は事後の約定に基づくので、実際に発生した個別具体的な事象を前提にして、被保険者自身が費用負担を行う約定の是非を判断することになるからである。被保険者自らが費用負担を望むような事象である場合には被保険利益が認められやすいであろうし、逆に、被保険者が費用負担を望まないような事象である場合には被保険利益も認められにくいであろうと考えられる。したがって、 $\beta 2$ タイプの費用保険では、典型的に加害者が費用負担するであろう事象に関して被保険利益が認められるのみならず、典型的に被保険者の費用負担が通常である訳ではないが、被保険者による費用負担が相当である個別の事案に関しても被保険利益を認めることができるので、 $\beta 1$ タイプの費用保険よりも被保険利益が認められる範囲は広いことになると考えられる。

(49) 被保険者の第三者に対する補償等によつての費用負担損害が発生することをもつて費用保険の被保険利益が存在するとする考え方もあり得よう。けれども、その場合であっても、被保険者が第三者に対して補償等を行うことの社会的相当性の存否が強行的に求められると考えられる。そうであるとする、費用保険の被保険利益の定義の仕方の問題にすぎず、費用保険に強行的に求められる事由に相違が生じる訳ではないと考えられる。

より、「一定費用の支出を余儀なくせしめられる場合の被保険利益」であり、法律または契約に基づく責任負担損害を填補する責任保険と区別される<sup>(50)</sup>。そして、法律や契約に依らずに被保険者が費用負担に至るのは一般社会規範であり、一般社会規範とは経済的、道徳的、社会儀礼的のものを指すと<sup>(51)</sup>言われてきた。

また近時では、 $\beta$ 2-2 類型費用保険の被保険利益について、「少なくとも、このような事故が生じた場合には法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず、被保険者が費用負担をすることが妥当であるとの社会通念が存在していることが必要である<sup>(52)</sup>」との見解が示されている。

そこで、C 類型の費用保険の被保険利益を検討するに、損害賠償責任の有無を問わず、被害者に生じた損害の全部または一部を加害者たる被保険者が補償することについて、上述の「一般社会規範」や「社会通念」（以下、社会通念等という）が存在する場合には、費用保険の被保険利益が認められると言えよう。けれども、社会通念等が存在しない、あるいは、未だ形成されていない場合であっても、費用保険の被保険利益が認められてもよい場合があると思われる。

なぜなら、第 1 に、被保険者が原因となって生じた事故によって他人に身体障害や財物損壊が発生した場合に、たとえ被保険者に法律上の損害賠償責任がなくても、当該損害を被保険者が補償することは、そのような補償について社会通念等が存在しなかったり希薄であったりしても、被害者救済をより充実させて日本社会をより良い方向へと向かわせるものであると考えられる。したがって、そのような補償に要する費用損害を填補する

---

(50) 消極利益を被保険利益とする損害保険は責任保険と費用保険に分類される。ここで責任保険とは、講学上の責任保険であり、保険法 17 条 2 項が定義する「責任保険契約」（＝賠償責任保険。被保険者の損害賠償責任負担損害を填補する保険）よりも広い概念である。講学上の責任保険を賠償責任保険に限定する考え方もあるが（たとえば、山下友信（2018）317 頁）、賠償責任保険以外の責任保険の存在を否定することになるので妥当ではないと思われる。

(51) 加藤由作（1949）24-25 頁参照。

(52) 藤田編（2018）265 頁 [池田裕輔]。

保険商品を強行的に無効としたり禁止したりする必要性に乏しいからである（ただし、この点に関しては、日本における現行の損害賠償制度を是とする立場からは批判があり得よう）。

第2に、損害保険契約に被保険利益が要求されるのは、利得発生の前予防的規制であるとする<sup>(53)</sup>と、C類型の費用保険には利得発生<sup>(54)</sup>の惧れは考えにくい<sup>(55)</sup>ため、被保険利益を否定する必要がないからである。加害者たる被保険者は、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に生じた損害の補償を約定したり、被害者に生じた損害のうち、法律上の損害賠償額を超える部分の補償を約定したりしたことを前提として、当該約定を履行するための費用負担損害がC類型の費用保険で填補されるだけである。そのため、被保険者に利得は発生しないのである<sup>(56)</sup>。

第3に、新技術に関して生じた事故に関する費用保険（たとえば、被害者救済費用等補償特約）に限定される理由づけであるが、原因が新技術であれば、誰が被害者に生じた損害を負担すべきであるかということについて、そもそも社会的な合意が未だ形成されていないことが多いであろう<sup>(55)</sup>。そのような場合には、仮に加害者が費用負担することが妥当であるとの社会通念等の存在を要件としてしまうと、新技術に関するC類型の費用保険は、被保険利益を欠くものとして常に無効になってしまう筈だからである<sup>(56)</sup>。

---

(53) 山下友信（2018）307頁。また、大森（1953）、同（1985）73-74頁を参照。

(54) なお、被保険者ではないが、被害者に関して、被害者自身に生じた損害の全部または一部が補償されるだけであって、特段の利得は生じない。ただし、表2のβ2-1類型の費用保険に関しては、法律上の損害賠償責任の算出基礎となる損害額を超えて加害者から補償を受けることになるので、超過額は相当な範囲内（あるいは、社会通念等の範囲内）であることが求められよう。

(55) ちなみに、製造物責任法において開発危険の抗弁が規定されており（同法4条1号）、最新技術に関しては、法律上の損害賠償責任に関しても通常技術とは異なる取扱いがなされている。そして、社会通念に関しても、最新技術に関しては通常技術とは異なる捉え方がなされている可能性が十分にある。

(56) 自動車保険中の対人賠償保険や対物賠償保険に付帯される被害者救済費用等補償特約はまさにそのような費用保険であるが、池田氏は被保険利益を認めており、藤田編（2018）265頁〔池田裕輔〕の立場と一貫しないようにも思われる。

第4に、表1のB類型の保険における被保険利益とのバランスからすると、表1のC類型の費用保険（＝表2のβ2類型の費用保険）の被保険利益に関して、社会通念等による厳格な制約を設ける必要性に乏しいと考えられるからである。表1のB類型の保険（＝被害者のためにするファースト・パーティ型保険）も、C類型の保険（＝被害者への補償費用負担損害を填補するサード・パーティ型保険）も、共に加害者が保険契約者となって保険料を負担しているものであって、被害者に生じた損害をファースト・パーティ型保険で直接的に補償するか（B類型）、加害者による補償という費用負担を介して費用保険で間接的に補償するか（C類型）の相違しかない。にもかかわらず、B類型の保険に関しては被保険利益（すなわち、被保険者である被害者のファースト・パーティ型保険に関する被保険利益）の存否を問題としないのに対して、C類型の保険に関してのみ被保険利益（すなわち、被保険者である加害者の費用保険に関する被保険利益）の存否を厳格に問うことには一貫性が乏しいとも言える。C類型の保険において被保険者たる加害者が費用負担することに社会通念等が認められない事象に関しては、そもそもB類型の保険として組成することも相当でないと考えられるが、そのような議論はなされていないのである。

## ② 社会的相当性

以上からすると、被保険者が原因となって生じた事故によって他人に身体障害や財物損壊が発生した場合に、たとえ被保険者に法律上の損害賠償責任がなくても、当該損害を被保険者が補償することによって生じる被保険者の費用負担損害を填補する費用保険には、被保険者が補償することについて社会通念等が存在する場合はもちろん被保険利益が認められるが、

---

、 なお、藤田編（2018）266頁〔池田裕輔〕は、アンケート結果をもって社会通念の存在を推定しているが、当該アンケートの質問項目は、自動車保険付保を前提とした質問であるため、質問項目の立て方が不適當であるように思われる（無保険であっても、被害者に生じた損害を補償する意向であるか否かを問うべきである）。また、加瀬（2022）132頁は、「自動運転事故が現実が生じるようになったときでも、社会通念が同様であるかは疑問である。」と述べて、池田氏の当該アンケートによる被保険利益の推定に疑念を呈している。

たとえそのような社会通念等が存在しない場合や未だ十分には形成されていない場合であっても、被保険者による補償について、少なくとも社会的相当性があれば、費用保険としての被保険利益が認められると考えられる<sup>(57)</sup>。他方、被保険者による補償について社会的相当性が認められない、すなわち、被保険者が補償することは社会的に相当ではないという場合には、たとえ被保険者が第三者に補償を行ったとしても、当該補償費用負担損害を保険填補する費用保険は、費用保険としての被保険利益を欠くものとして強行的に無効になると考えられる（このことは、事前に補償契約を締結する表2のβ1 類型の費用保険でも全く同じである）。

その先の問題として考えられるのは、被保険者による補償について社会的相当性の存在が常に確定的に認められる訳ではないものの、被保険者による補償が社会的に相当であることもあれば、被保険者による補償について社会的相当性に疑義があることもあるような類型の補償に関して、費用保険としての被保険利益が認められるか否かである。

最も緩く被保険利益を認める立場では、そのような類型の補償の費用負担損害に関して強行的に被保険利益を否定する必要はないとすることになる。換言すると、費用保険の被保険利益を、『『そのような被害者に生じた、そのような損害を加害者が負担することは、社会的に相当でない。』』という訳ではないのであれば、費用保険の被保険利益が認められる。」と捉えることになろう。

もう少し厳しい立場では、そのような類型の費用保険のうち、あるいは、そのような費用保険事故のうち、社会的相当性がある場合には被保険利益の存在を認める一方、社会的相当性がない場合には被保険利益の存在を否定することになろう。筆者はこの立場を支持するが、ここで問題となるのは、誰が一次的に社会的相当性存否の判断を行うかである（もちろん、最終的には裁判所が存否を判断することになるが、第一次的な判断が必要で

---

(57) なお、山下友信（2018）308 頁は、「被保険利益の要件自体は相当に柔軟に解釈されているので、実際の損害保険のニーズがあるにもかかわらず被保険利益の要件のゆえに実現できないことは現在ではほとんどないといってもよく、……」と述べる。

あることは言うを俟たない)。そこで考えるに、現実的には、保険者による限定と被保険者による選別の両者を組み合わせる方策が安価であり、かつ、妥当性を確保しやすいかと思われる。具体的には、保険者が保険商品を開発するにあたり、社会的相当性が認められやすい事故類型や補償類型を保険填補対象とする保険商品を組成する。そのうえで、実際に事故が発生した後に、被保険者が当該事故の被害者に対して補償をすべきであると被保険者が考える場合に、補償が必要であると被保険者が考える範囲において、被保険者が被害者と補償契約を締結して費用保険請求を行う仕組みである。

この仕組みには次のような利点がある。第1に、社会的相当性の最終的な判断を被保険者自身が行うので、保険者による恣意的な運用を排除することができる。また、相対的により客観的な判断に近づけることができる。もちろん、事故当事者である被保険者が完全に客観的な判断ができる訳ではないだろうが、少なくとも被保険者が補償を望まないような事案を排除することはできる。換言すると、加害者となった当事者ですら補償すべきでないと考える事案に関しては、補償を行わないことが制度的に確保できる<sup>(58)</sup>のである。

第2に、社会的相当性が認められやすい事故類型や補償類型を保険給付対象とする保険商品を保険者が組成するので、被保険者による全くの恣意的な補償契約締結や保険給付請求を排除することもできる。

第3に、社会的相当性の判断が、保険者による保険商品設計および被保険者による事故発生後の選択で行われるため、両者の意図や意向が反映されて妥当な結果を得られやすい。

第4に、被保険者による事故発生後の判断は、賠償責任を超える補償の要否のみならず、提供する補償の範囲にも及ぶので、社会的相当性を確保しやすい。たとえば、被害者側に大きな過失のある事案において、こと被

---

(58) なお、この被保険者の判断は、被保険者による保険金請求の有無で示されることになる(補償を被保険者が望まないのであれば、補償契約を締結せず、したがって、保険金請求もなされない)。

害者の治療費損害については損害賠償額を超えても補償するが、それ以上には補償する必要はない、と加害者たる被保険者が判断することは十分にあり得る。その場合には、治療費全額のための補償契約を被保険者・被害者間で締結のうえ、保険者は治療費のみの当該補償費用負担損害を費用保険で填補することになる。このように、全額補償か否かという二者択一ではなく、被保険者は、費用保険の裏付けの下、多様な、そして、社会的に相当であると被保険者が考える補償を選択のうえ提供することができる。

第5に、社会的相当性の判断を保険者や被保険者以外の者（たとえば、外部の弁護士を始めとする専門家）に仰ぐよりも遙かに安価かつ簡便である。

## 5. 結 論

加害者が存在する事故に関して、当該加害者に損害賠償責任が発生するか否かを問わずに、当該事故によって被害者に生じた損害の完全な回復を図るには、保険者が、従来型のファースト・パーティ型保険（表1のA類型）と従来型のサード・パーティ型保険（表1のD類型）の中間領域となる保険商品の開発や引受を進めていく必要がある。具体的には、加害者が保険契約者となる、被害者のためにするファースト・パーティ型保険（表1のB類型）と、被害者に生じた損害を加害者が補償することによって生じる、加害者の費用負担損害を填補するサード・パーティ型保険（表1のC類型）が考えられる。本稿では、この両種類の保険商品の開発や引受の推進にあたって障碍となり得る法的論点を検討した。その結果、表1のC種類の保険（＝表2の $\beta_2$ 種類の費用保険）に関して、今後解決すべき論点が3つ残った。

第1に、 $\beta_2$ -2～ $\beta_2$ -4 種類の費用保険では、被害者の故意による事故招致に関する免責条項が設けられていない保険約款に関して、まさに被害者の故意による事故招致がなされた場合に（特に、間接的な保険金取得目的での被害者の故意による事故招致）、公益違反として保険給付請求を認め



るべきでないか否かを検討する必要がある（ただし、この論点に関しては、被害者の故意による事故招致を免責とする条項を保険約款に設けることで容易に回避することができる。前述4(3)）。

第2に、 $\beta$ -4 類型の費用保険では、保険法 22 条の規律が適用または類推適用されるか否かが判然としない。そのため、保険者による  $\beta$ -3 類型の費用保険のさらなる商品開発の阻害要因となる惧れがある。また、仮に（類推）適用されると、 $\beta$ -4 類型の費用保険の大きな利点を著しく減殺してしまうことになる懸念がある（前述4(4)）。

第3に、C 類型（= $\beta$  類型の費用保険）に関して、被保険者たる加害者に代わって、保険者が被害者との間で、被害者への補償額（=被害者に生じた損害額）を折衝することは、こと  $\beta$ -4 類型の費用保険に関しては、被保険者たる加害者に損害賠償責任が認められる限りにおいて、保険者に強い本人性が認められるため弁護士法 72 条に違反しないと考えられる。他方、 $\beta$ -1~ $\beta$ -3 類型の費用保険や、 $\beta$ -4 類型の費用保険に関して被保険者たる損害賠償責任が発生しない場合には、保険者の当該行為は少なくとも正当業務行為として違法性が阻却されると考えられるが、異論があるかもしれない（前述4(5)）。

今後、賠償責任保険の費用保険化によって被害者救済をさらに拡充していくには、上記論点の解決が必要である。なお、費用保険の被保険利益が認められるのは、被害者に対する補償が社会通念等となっている場合に必ずしも限定されないと考えられるので（前述4(6)）、被害者救済の拡充のため、さらに柔軟に費用保険の開発を進めていくべきだと思われる。

#### 参考文献

- 浅井尚子（1989）「ニュージーランド事故補償法とその運用実態」加藤雅信編『損害賠償から社会保障へ——人身被害の救済のために——』三省堂
- 浅井尚子（2002）「ニュージーランド事故補償制度の 30 年」判タ 1102 号
- 上野昭二（1987）「医療費用保険」保険学雑誌 517 号
- 大森忠夫（1953）「保険契約における被保険利益の地位」同『保険契約の法的構造』有斐閣

- 大森忠夫（1985）『保険法』（補訂版）有斐閣
- 小野憲一（2005）「判比」『最判解民平成14年度（上）』
- 加瀬幸喜（2022）「自動運転と保険システム」堀田一吉他編『デジタル化時代の自動車保険』慶應義塾大学出版会
- 加藤新太郎（2003）「判比」NBL760号
- 加藤由作（1939）『被保険利益の構造』巖松堂
- 加藤由作（1949）「損害保険法の展開」損害保険研究11巻1号
- 榊素寛（2016）「民事責任のある世界とない世界、そして保険」岸田雅雄先生古稀記念論文集『現代商事法の諸問題』成文堂
- 佐藤淳（2012）「判批」警察学論集65巻6号
- 佐野誠（2000）「ニュージーランドにおける事故補償制度の最近の動向」交通法研究28号
- 佐野誠（2016）『ノーフォルト自動車保険論』保険毎日新聞社
- 「自動車保険の解説」編集委員会（2017）『自動車保険の解説2017』保険毎日新聞社
- 損害保険事業総合研究所（損保総研）（2005）『火災保険論』（改訂版）損保総研
- 損害保険料率算出機構（2022）『自動車保険論』（31版）損保総研
- 竹瀆修＝木下孝治＝新井修司編（2009）『保険法改正の論点』法律文化社
- 田中啓二（1992）「費用保険の構造と展開」損害保険研究54巻1号
- 田辺康平＝坂口光男（1995）『注釈 住宅火災保険普通保険約款』中央経済社
- 東京海上火災保険（1984）『損害保険実務講座 第8巻 新種保険（下）』有斐閣
- 東京海上火災保険（1989）『損害保険実務講座 第7巻 新種保険（上）』有斐閣
- 東京海上火災保険（1992）『損害保険実務講座 第5巻 火災保険』有斐閣
- 東京海上日動火災保険（2016）『損害保険の法務と実務』（2版）きんざい
- 藤堂詩織（2022）「空き家火災による類焼損害の賠償に関する法的論点について」みずほ学術振興財団第62回懸賞論文佳作入賞論文
- 萩本修編著（2009）『一問一答 保険法』商事法務
- 潘阿憲（2018）『保険法概説』（2版）中央経済社
- 藤田友敬編（2018）『自動運転と法』有斐閣
- 三井住友海上保険（2011）『新種保険論（賠償責任）』損保総研
- 森田果＝小塚莊一郎（2008）「不法行為法の目的——「損害填補」は主要な制度目的か」NBL874号
- 山下友信＝永沢徹編（2014）『論点大系 保険法1』第一法規
- 山下友信（2018）『保険法（上）』有斐閣
- 山下友信監修・編（2021）『新 保険法コンメンタール（損害保険・障害疾病保険）』損害保険事業総合研究所
- 山下友信（2022）『保険法（下）』有斐閣

賠償責任保険の費用保険化に伴う法的論点

- 山下典孝編（2019）『スタンダード商法Ⅲ 保険法』法律文化社
- 吉澤卓哉（2000）「賠償責任保険の基本構造と専門職業人向け賠償責任保険」*経済学研究*（九州大学経済学会）67巻2号
- 吉澤卓哉（2017）「直接請求権のない賠償責任保険の示談代行と弁護士法72条」*損害保険研究* 79巻2号
- 吉澤卓哉監著（2020）『新・賠償責任保険の解説』（2版）保険毎日新聞社